

3 取り組むべき施策

本節では、10年先を見据えて岐阜県の教育が目指す基本理念の実現に向けて掲げた7つの重点目標について、それぞれの現状と課題を明らかにした上で、基本方針や今後5年間に取り組むべき施策などを示します。

重点目標 1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します P.30

重点目標 2

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります P.60

重点目標 3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます P.68

重点目標 4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます P.80

重点目標 5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、学校種間の連携を図ります P.90

重点目標 6

家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります P.96

重点目標 7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりを進めます P.100

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(1) 確かな学力の育成

現 状

平成19・20年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の小学校6年生、中学校3年生の児童生徒は、知識を測る問題については、その定着に一部課題が認められるものの、学習内容を概ね理解していると言えます。また、活用力を測る問題についても、すべての教科で全国平均を上回っていました。

確かな学力を身に付ける上で必要な思考力、判断力、表現力等については、全国的な傾向とはいえ、本県においても課題が見受けられ、それらの力をより一層向上させていく必要があります。

「岐阜県における児童生徒の学習状況調査」によると、「勉強が好き」「勉強は大切」「努力して勉強しなければならない」と回答する小・中学生の割合は、近年、全体的に高まりつつあります。

課 題

言語活動を基盤とした思考力・判断力・表現力等を育成する指導改善の推進
新学習指導要領の趣旨及び内容の周知・徹底、教員の指導力向上
岐阜県型少人数教育による一人一人に応じたきめ細かな指導の充実

取組の基本方針

子どもたちの学力をはぐくむことは、学校教育の根幹的な役割であり、学校では子どもたちの学ぶ意欲を高め、基礎学力が確実に身に付くようにします。さらに、自ら課題を見つけ解決していく力や、読解力・コミュニケーション能力等がはぐくまれる教育活動を行うことによって、児童生徒一人一人が、その豊かな個性を生きながら、変化の激しい社会の中にあっても、生きる力の基盤となる確かな学力を身に付けられるように取り組みます。

そのため、教員一人一人が日々の授業改善に努めることはもちろんのこと、子どもの実態に応じて少人数教育を行うなど、個に応じた指導の充実を図ります。また、学校、家庭、地域が連携を図り、さまざまな場における子どもたちの「学び」を支援します。

取り組むべき施策

学力向上推進事業や学習状況調査等の有効活用

- ・「岐阜県における児童生徒の学習状況調査」や「全国学力・学習状況調査」等の実施を通して、各学校における学力・学習状況についての継続的な調査を行い、各学校の現状や、児童生徒一人一人の学習状況の理解に努め、指導方法を改善し、学力向上のためのきめ細かな指導を推進します。
- ・学習状況調査の結果の分析から、重点的な指導項目を設定し、その指導の充実に努めます。また、分析結果は、教員の指導方法の改善にも役立て、岐阜県のすべての児童生徒の学力の確保に努めます。
- ・児童生徒の学習への関心・意欲を高め、優れた力をより伸ばすため、「算数数学セミナー」「高校生のための国語力セミナー」等の「個性伸長教科別事業」を実施し、個性を引き出す機会を設定し、その成果を広めていきます。

新学習指導要領のねらいを実現し、基礎的な知識・技能の習得と、それらを活用する思考力、判断力、表現力等を育成する教育の推進

- ・自ら課題を見つけ解決する力や、読解力、自らの考えを伝え相手の意見を受け止めるコミュニケーション能力を含む表現力の育成に向けて、「授業改善推進プラン」等において指導方法の改善や評価の工夫を図ります。

学校や地域の実情に応じた少人数教育の推進

- ・就学前教育との円滑な接続や発達段階を考慮して、小学校1・2年生においては生活集団（学級集団）を少人数にすることにより、基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けさせます。
- ・少人数指導として、習熟度別学習やテーマ別学習などの指導方法を工夫改善することにより、児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握しながら指導し、確かな学力を身に付けさせます。

高等学校教育の「質」の保証

- ・多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校教育の指導改善に活用することを通じて、教育の質を保証し、一層の向上を図ります。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(2) 幼児期からの教育の充実

* 岐阜県教育ビジョンでは、「幼稚園・保育所」を、認定こども園等を含む用語として使用しています。

現 状

平成19年度における本県の小学校就学前の子ども（5歳児）の在園（入所）状況は、公立幼稚園15%、私立幼稚園31%、保育所54%となっており、それぞれの幼稚園・保育所において特色のある幼児教育が行われています。

公立幼稚園、私立幼稚園、保育所の相互の連携、小学校教育との連携・接続が不十分であるとの指摘があります。

課 題

公立幼稚園、私立幼稚園、保育所の連携推進
岐阜県の幼児教育全般の支援体制の充実
幼児教育と小学校教育との連携推進

取組の基本方針

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、この時期の教育においては、幼児一人一人の心身の発達に応じ、発達や学びの連続性、生活の連続性を踏まえた教育を組織的に行い、幼児一人一人の「生きる力」の基礎や、小学校以降の生活・学習の基盤を培います。

また、就学前教育の充実が図られるよう、幼稚園と保育所の連携を推進するとともに、幼児教育から小学校教育へ円滑に接続するため、幼稚園・保育所と小学校の連携を推進します。

取 り 組 む べ き 施 策

幼児一人一人の発達に応じ、生きる力の基礎をはぐくむ指導の充実

- ・ 心身の調和のとれた豊かな人間性の基礎、慈しみや思いやりの心、助け合いの心を持ち、豊かな人間関係を築いていける人間形成の基礎づくりを目指し、幼児一人一人の発達に応じたきめ細かい指導の充実に努めます。

- ・幼稚園や保育所において、子どもたちが楽しみながら運動に親しめる機会の充実に取り組みます。

幼児教育関係者が交流・連携して、今後の施策の方向性について実践的な検討を進める場などの創出

- ・学識経験者、幼稚園・保育所関係者、教育・保育行政に携わる者で構成する「岐阜県幼児教育検討委員会」を設置し、本県における幼児教育の現状と課題を把握し、今後の方向性を示します。
- ・教育課程研究集会等を実施し、幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実します。

「幼児教育チーム」の設置

- ・幼児教育について専門的な指導・助言を行う「幼児教育チーム」を県教育委員会内に設置し、幼児教育の窓口を明確化するとともに、幼児教育の充実に努めます。

「幼児教育アクションプラン」の策定

- ・本県における幼児教育の振興を図るための施策の基本的方向や具体的施策を示した総合的な推進計画として、「幼児教育アクションプラン」を策定します。

幼児教育と小学校教育の連携推進 [再掲 5 - (1)]

- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修などを通して相互理解を深め、幼稚園・保育所における教育・保育内容の質の向上を図ります。
- ・小学校教諭、幼稚園教諭、保育士が相互に教育・保育現場を訪問し合い、意見交換する機会をもつことで連携の充実・拡大を図り、日々の教育・保育の充実に生かすとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

幼稚園における預かり保育や子育て支援等、子育て支援活動の充実

- ・親が子育てを楽しんでいると感じたり、親自身も幼児と共に成長できる子育て相談や、子育て支援活動の充実に努めます。また、地域の幼児教育のセンターとしての役割を十分に果たせるよう努めます。
- ・預かり保育()については、適切な指導体制のもとで、幼児の心身の負担、家庭との連携などに配慮した保育内容・方法により実施されるよう努めます。また、幼児の健全な心身の発達に即した預かり保育の在り方の研究とその成果の普及・啓発に努めます。

【用語解説】

預かり保育...「預かり保育」とは、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にしたい、きめ細かな教育を推進します

(3) 心の教育の充実

現 状

平成20年度全国学力・学習状況調査では、本県の小学校6年生、中学校3年生の児童生徒は、基本的な生活習慣の形成や、規範意識や他者への思いやり、地域活動への参加等において、全国と比べても比較的高い割合を示しています。

小・中学校では、育てたい道徳性を明確にし、週1時間の道徳の時間を中心に、日常生活や体験活動等との関連を図り、意図的・計画的な指導を行っています。

高等学校では、生徒の自主性を重んじながら、各学校において地域の清掃活動や特別養護老人ホームとの交流等、道徳的実践力の育成を図る活動を行っています。

本県では、道徳教育振興会議及び各地域（各中学校区）における道徳教育推進会議が核となり、「1家庭1ボランティア」運動をはじめ、「あいさつ運動」など各地域における重点活動に地域ぐるみで取り組み、児童生徒の道徳的実践の充実が図られています。このほか、中学校と高等学校が連携した道徳教育の在り方に関する研究実践を積み重ねてきています。

一方で、児童生徒の道徳性について、発達段階に応じた系統的な指導を行うために、幼稚園・保育所から高等学校までの校種間の連携をより強化していくこと、及び小・中学校での道徳の時間、高等学校でのホームルーム活動などにおける指導の充実がさらに必要です。

課 題

生命を尊重する心の育成や規範意識の高揚

道徳の時間、ホームルーム活動の充実

学校、家庭、地域が連携した心の教育の充実

取組の基本方針

命を大切にする心、思いやりの心、人権尊重の心、善悪の判断等の規範意識などをはぐくむため、子どもたちの発達段階に応じた道徳教育の充実を図ります。

また、学校、家庭、地域が連携して、自然体験、福祉体験、勤労体験、文化芸術体験、ボランティア活動など、多様な体験活動を積極的に取り入れ、学校の教育活動全体を通して、豊かな心の育成を図ります。

取り組むべき施策

命を大切にできる心、思いやりや助け合いの心、自律の心などをはぐくむ道徳教育の充実

- ・児童生徒の命を大切にできる心、思いやりや助け合いの心、また自律の心や自制の心などをはぐくむために、道徳の時間を中心とする道徳教育の充実を目指して、県内の全小・中学校を計画的に訪問し、道徳教育の充実に向けた指導を進めます。
- ・岐阜県版の道徳指導資料集を作成し、郷土の発展に貢献したり、郷土の心温まる話などを授業に活用したりできるようにしていきます。

家庭、学校、地域が一体となった道徳的実践力を育てる運動の展開

- ・家庭、学校、地域が一体となって地域の絆を大切にされた道徳教育を推進し、豊かな人間関係を築き、よりよい地域社会の在り方を考えていくことのできる児童生徒を育てるための「1家庭1ボランティア」運動をさらに充実・発展させていきます。
- ・「岐阜県教育週間」の期間中に幼稚園、小・中・高等学校のすべての学校で、道徳教育の取組を保護者に公開し、保護者の理解と協力を得ながら、保護者と共に道徳教育を推進します。

道徳教育における幼稚園・保育所、小・中・高等学校の連携強化

- ・幼稚園・保育所、小・中学校が連携して行う道徳教育や、中高連携による道徳教育の推進を図るため、道徳教育実践研究事業指定校の研究成果をはじめ、校種間の実践交流や複数の学校が共同で行った道徳的実践活動の成果の普及を図ります。

MSリーダーズの活動の充実〔再掲7-(3)〕

- ・県内の高等学校を中心に活動している「MSリーダーズ」()の活動の拡充を図るとともに、中高連携による活動を展開していきます。

【用語解説】

MS(マナーズ・スピリット)リーダーズ.....

高校生が自ら企画し、自発的に取り組む「生徒の 生徒による 生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」です。平成13年秋に飛騨地区の9つの高等学校で取組を始め、平成14年春からは県内全域の高等学校で、警察、教育委員会、学校やボランティア団体などの支援を受けて取り組んでいます。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(4) 人権同和教育の推進

現 状

平成14年3月に定められた「岐阜県人権同和教育基本方針」を踏まえ、すべての学校で、人権同和教育の全体計画を策定し、教育活動全体を通して人権尊重の気風みなぎる学校づくりに努めています。

平成18年度からは、人権同和教育における行動力の育成を主な目的として、すべての公立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において、「ひびきあいの日」を位置付け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を目指した活動を進めています。

近年、いじめの問題やインターネット・携帯電話等による人権侵害、企業における採用選考における不適切な事案など、学校と企業、労働関係機関等が一体となって対応すべき課題も発生しています。

課 題

家庭・地域と連携した学校の取組の充実
学校、家庭における情報モラル^()の指導の充実

取組の基本方針

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動です。また、学校と家庭や地域が連携して取り組むことで、より確かな力を身に付けることができます。とりわけ行動力は、保護者や地域の方々との関わりを充実することや、学校で身に付けた力を家庭や地域で発揮する場に位置付けることを通して一層高めることができます。こうした力が、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を解決することにつながります。

一方、インターネットや携帯電話等による人権侵害、企業等の採用選考における不適切な事案など、学校だけでは解決できない事案が近年数多く発生しています。こうしたことから、学校と家庭や地域、関係機関が連携して人権同和教育の充実に努めるとともに、今日的課題に対応した人権同和教育の充実に努めていきます。

取り組むべき施策

今日的な人権課題に関わる教員研修の充実

- ・インターネットや携帯電話等による人権侵害、企業等の採用選考における不適切事案の発生などの今日的な人権課題について教員の理解を深めるとともに、情報モラルや公正な採用選考に関わる指導の充実を図ります。

家庭・地域と連携した「ひびきあいの日」の取組の充実

- ・全公立幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において、原則として人権週間（毎年12月4日～12月10日）中に「ひびきあいの日」を設定して、以下の三点について、学校や校区の実情に応じて取組の充実を図り、人権同和教育における行動力の育成に取り組めます。
 - ・「ひびきあいの日」の取組の家庭・地域への広報・周知
 - ・保護者や地域の方々が参加する「ひびきあいの日」の実施
 - ・保護者や地域の方々が協働で行う「ひびきあいの日」の実施

学校・家庭における情報モラルの指導の充実〔再掲1-(6)、1-(11)、7-(3)〕

- ・情報モラルの指導に関わる教材（コンテンツ）の開発に努めるとともに、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じた情報モラルの指導を充実していきます。また、PTAとの連携を図り、家庭への啓発と家庭における情報モラルの指導の充実を努めます。

【用語解説】

情報モラル…情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。インターネットや携帯電話等を利用する際のマナーやルールのほか、コンピュータウィルスへの対策などの情報セキュリティ、著作権の尊重、個人情報の保護、パソコンの使い方などが含まれます。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にしたい、きめ細かな教育を推進します

(5) 豊かな体験活動の推進

現 状

近年、核家族化や情報化など、生活・社会環境が変化していく中で、児童生徒が多くの人や社会、自然などと直接ふれあい、さまざまな体験をする機会が減少しています。こうした実体験の不足は、昨今のいじめや暴力行為、凶悪犯罪の増加などの一つの要因となっているとの指摘もあります。

子どもたちが心身共に健やかに成長していくために、学校、家庭、地域を含めた子どもたちの生活全体を通して、多様な体験活動の充実が図られています。

PTAや公民館の主催による子どもを対象とした土曜講座を実施したり、子どもたちが企画段階から主体的に地域の行事に参加するなど、子どもたちの体験活動の充実に向けた取組も増えています。

課 題

学校内外における豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の充実
地域における子どもの居場所づくり

取組の基本方針

命を大切にする心、自然を大切にする心、思いやりの心、規範意識など、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、学校、家庭、地域が連携・協力して、社会のさまざまな分野で活躍する人たちとふれあう機会や多様な体験活動の場を設定し、自然体験、ボランティアなどの社会奉仕体験、福祉体験、勤労体験、文化芸術体験など、体験活動を重視した教育活動を推進します。

取り組むべき施策

学校における体験活動の充実

- ・地域の自然や人との関わりを直接体験できる多様な体験学習の充実が図られるよう、学校を支援します。

学校と家庭、地域が連携した体験活動の推進

- ・PTAが学校と連携して、子どもの体験活動を推進する取組など、地域やPTA等による先進的な活動事例の普及・啓発に努めます。

地域全体で子どもを育てる取組の充実〔再掲7-(1)〕

- ・放課後子ども教室^()において、団塊の世代や高齢者など地域の方々の参画を得て、さまざまな体験活動、交流、学習の機会を提供し、地域全体で子どもを育てる取組を充実します。

地域における子どもたちの体験活動を支援する体制の充実

- ・美術館、博物館、図書館などで子どもたちが五感を使って体験できる教育普及事業を充実します。
- ・地域の子ども会活動や公民館活動の中で、体験活動が充実するよう、指導者の研修を実施します。

【用語解説】

放課後子ども教室...放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、地域の住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う活動拠点のことです。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(6) いじめや問題行動の未然防止と早期対応、不登校児童生徒等への教育相談体制の充実

現 状

学校教育では、児童生徒の豊かな心をはぐくむため、道徳教育や人権感覚を育成する教育を推進するとともに、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応のために、学校への相談員やスクールカウンセラーの配置、24時間体制のいじめ電話相談など、教育活動全体を通して予防と対応を図っています。

しかしながら、平成19年度の本県公立小・中・高等学校、特別支援学校における、いじめの認知件数は全体で8,269件に上ります。

その背景として、児童生徒の規範意識の低下や、家庭及び地域の教育力の低下、さらにはインターネットや携帯電話等の普及に対して情報モラルが追いついていないことなど、複雑化・深刻化する社会状況があると考えられます。

平成19年度の公立小・中学校における不登校児童生徒数をみると、小学校ではほぼ横ばいの状況ですが、中学校では3年連続して増加しており、全体としては依然として深刻な状況が続いています。

課 題

規範意識をはぐくむ生徒指導体制の充実
校種間や学校・家庭・地域の連携

取組の基本方針

いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校について、早期に発見して早期に対応するとともに、未然防止に向けて、児童生徒一人一人の基本的な生活習慣の育成、倫理観・規範意識の向上に取り組めます。

また、幼稚園・保育所、小・中・高等学校の連携した指導体制を確立するとともに、「子どもを地域で守り育てる県民運動」や、関係諸機関及びフリースクール関係者との連携・協働を推進するなど、学校、家庭、地域が連携・協力して取り組んでいきます。

取り組むべき施策

基本的な生活習慣の育成、倫理観・規範意識の向上

- ・各学校における生徒指導に関するきまりや対応の指導基準を明確化し、保護者や地域住民に積極的に公表して理解や協力を求めるとともに、全教職員がこれに基づく一貫した指導ができるようにします。
- ・児童会や生徒会など児童生徒が自ら行う主体的な取組を通して、倫理観や規範意識の向上を図るとともに、いじめや問題行動の未然防止に努めます。

低年齢化する問題行動への対応

- ・いじめや暴力行為等の問題行動の低年齢化に対応するため、スクールカウンセラーを小学校に配置し、学校における相談活動の一層の充実を図るとともに、研究モデル校を指定して小学校における生徒指導体制の在り方を調査研究し、その成果を普及・啓発します。

幼保・小・中・高等学校の連携と機能的かつ機動的な生徒指導体制の確立

- ・児童生徒一人一人が公共の精神や社会規範との関連において自己実現を図ることができるよう、社会的な自己指導力を身に付けさせるため、幼児期から高等学校までの各校種間で連携を図り、児童生徒の成長を見届ける体制づくりを確立します。

情報モラル教育の推進〔再掲1-(4)、1-(11)、7-(3)〕

- ・「ネット上のいじめ」が急増していることから、児童生徒の家庭でのインターネットや携帯電話等の利用実態を把握した上で、学校関係者や保護者、児童生徒を対象とした情報モラル普及啓発活動を実施します。

「子どもを地域で守り育てる県民運動」の推進〔再掲7-(3)〕

- ・いじめ等の問題行動は「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という認識に立って、学校と保護者、地域の大人が連携して、地域ぐるみで子どもたちを健全に育てていくための県民運動を推進していきます。

教育相談体制の一層の充実

- ・総合教育センター・各教育事務所でいう面接相談及び24時間体制の電話相談において、いじめなどの問題行動や不登校に悩み苦しむ児童生徒や保護者に寄り添い支援する教育相談を推進します。
- ・各学校にスクールカウンセラー、PTA関係者、適応指導教室指導員、学校関係者などから構成される校内の自立支援会議を設置するとともに、教員の教育相談に関わる資質の向上を目指した研修会の機会を増やすなどして、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援します。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(7) 健康・体力づくりの推進

現 状

本県の児童生徒の体力状況については、平成19年度の調査によれば、全国平均と比較すると、高等学校が優れ、中学校はほぼ同レベルですが、小学校はやや劣るという傾向がみられます。

小学校の体力調査結果が全国平均より低い理由としては、幼児期、児童期に運動経験の少ないことが考えられます。

課 題

幼児期・小学校段階における運動習慣の確立
中学校におけるスポーツ活動の推進

取組の基本方針

子どもたちの体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るため、学校における体育・健康に関する指導の充実や運動部活動の活性化などに取り組みます。また、幼稚園・保育所、小・中学校において、運動・スポーツに取り組む時間を確保していくとともに、「ぎふ清流国体」を契機として、子どもたちのスポーツ活動の充実を図ります。



取り組むべき施策

運動の日常化を目指した指導資料の作成及び運動機会の提供

- ・学校や家庭において日常的・継続的に体力づくりに取り組める「元気アップマニュアル」を作成します。
- ・各学校においてクラス全員や数人のグループで、仲間と楽しく指定の運動種目に取り組み、記録に挑戦できる「チャレンジスポーツinぎふ」を実施します。
- ・幼稚園や保育所において、子どもたちが楽しみながら運動に親しめる機会の充実に取り組みます。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の活用

- ・文部科学省が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の実施を通して児童生徒の体力・運動能力の状況を把握し、各学校における児童生徒の実態に応じた遊びや体育的行事を充実します。

運動部活動の活性化

- ・学校における運動部活動が生涯スポーツの基礎となることを踏まえ、運動部の活性化を図ります。
- ・学校によっては、希望参加や生徒減少に伴う休部・廃部によって、活動できなくなりつつある部が増えているため、近隣の学校が合同で運動部を組織し、日常の活動を行う取組を促進します。
- ・運動部の指導者不足を解消するため、外部指導者の活用を円滑にできるよう市町村と連携して環境を整備します。
- ・地域に設立が進んでいる総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などと連携し、地域に根ざした学校運動部活動を推進します。

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との連携

- ・地域に根ざした児童・生徒の体力づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との連携を図ります。

「ぎふ清流国体」後を見据えたスポーツ振興〔再掲7-(7)〕

- ・開催市町村で実施された競技が、地域のシンボリックなスポーツとして根付くよう、開催地拠点校として、地元中学校の当該運動部を強化指定するなど、長期的視点に立ったスポーツ振興策を展開します。
- ・「ぎふ清流国体」を契機とした青少年のスポーツボランティアを養成し、組織づくりを進めます。
- ・「県民スポーツ大会」など、スポーツイベントを通じた「ぎふ清流国体」の開催気運の高揚と、スポーツに親しむ環境を整備します。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(8) 食育の推進

現 状

健全な食生活を実践することは健康な心身をはぐくむためにたいへん重要ですが、子どもたちの間に、朝食欠食や、孤食、肥満傾向などの問題がみられます。県教育委員会が平成19年度に行った調査によれば、調査期間（11月17日から11月21日にかけての平日の5日間）のうち1日でも朝食を食べなかったことがある児童生徒の割合は、小学生で4.1%、中学生で8.4%でした。

家庭における食育では、保護者自身も望ましい食生活を実践できていない状況もあります。

課 題

児童生徒の朝食欠食、孤食等の食生活の改善

学校及び家庭、地域の食育推進体制の整備と食に関する指導の充実

取組の基本方針

子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校を中心とした食育の指導体制を整備し、食育を組織的・計画的に推進するとともに、PTAや地域と連携して、家庭への啓発に取り組みます。

取 り 組 む べ き 施 策

食育・環境教育・ふるさと教育に関する副教材及び教員用手引書の作成

[再掲1-(12)、4-(4)]

- ・ 岐阜県の自然、歴史、文化芸術、伝統文化（食文化含む）、産業など地域の素材を教材化した副教材「岐阜県の教科書 - 郷土・環境・食 -」（仮称）を作成します。
- ・ 「岐阜県版 郷土・環境・食に関する教育の手引」（仮称）を作成し、その手引書を活用した食育推進のための教員研修の充実を図ります。
- ・ 各学校の実践について情報交換や実践交流の機会を拡充し、優れた実践の顕彰制度を充実します。

「岐阜を学ぶ日」(仮称)の設定[再掲1-(12)、4-(4)]

- ・ふるさとに親しむ日を設け、「郷土」、「環境」、「食」について学ぶ取組を、学校や地域において積極的に展開します。

栄養教諭の活動の成果を踏まえた小・中学校での食育推進の強化

- ・各学校に「食育推進委員会」を設置し、全教員により食育を推進していく体制を整えます。
- ・食育推進地域の成果等を生かして、岐阜県版の「食に関する指導資料」を作成し、各学校に配布し、実践の手引きとします。
- ・地域の生産者と連携し、学校給食における地産池消を推進するとともに、児童生徒への各地域の産物、食文化等の指導を実施します。
- ・食育推進フォーラム、各種研修会による食育推進地域等の成果を反映させるための交流を行うとともに、教員の食育に関する資質の向上を図ります。
- ・栄養教諭の計画的な配置と推進校の指定等により、食育推進事業を展開します。

食育推進に向けた家庭、地域への啓発

- ・岐阜県食育推進基本計画に基づき、関係団体と連携して食育を推進していきます。特に、教育の分野では、学校から家庭、地域に向け、食の重要性について情報を発信し、啓発に取り組んでいきます。
- ・朝食欠食等の実態に応じ、学校から保護者への指導啓発を行うとともに、PTAの自主的な取組を促進するため、支援していきます。
- ・親子料理教室など保護者と子どもと一緒に体験する活動を実施し、「おいしく、楽しく食べる」という体験を通して、家庭において継続的な取組を促進していきます。
- ・何時に寝たか、何時に起きたか、何を食べたかなどを書き込む「食育カレンダー」を作成し、これを活用して、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の地域での実践を促進します。

食農教育の推進

- ・幼稚園・保育所等に「幼児食農教育プログラム」を普及させるなど、「食」とそれを支える「農」の大切さや重要性について体験し、学ぶ食農教育を推進します。
- ・各地域の小・中学校と農業高校が連携し、体験を通じた食農教育を推進していきます。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(9) キャリア教育の充実

現 状

小・中学校においては、学級活動を中心に生き方指導としての進路指導を行うとともに、全中学校において職場体験を実施するなど、勤労観・職業観の育成に努めています。また、高等学校においては、インターンシップの実施やキャリア教育⁽¹⁾の在り方に関する調査研究等に取り組んでいます。

しかしながら、中卒の約7割、高卒の約5割、大卒の約3割が、就職後3年以内に離職する等の現状を踏まえつつ、低成長期における雇用形態の流動化等、キャリア教育を取り巻く社会環境の変化に対応していく必要があります。

課 題

小・中・高等学校の連携による児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育推進体制の整備
キャリア教育の推進を支える地域の体制整備

取組の基本方針

キャリア教育は、子どもたちの望ましい勤労観・職業観や社会性を養い、将来の職業や生き方について自覚を促すために重要な役割を果たすものです。このため、学校だけでなく、地域や家庭、職場での体験活動を通して、働くことや職業についての理解を深め、社会生活のマナーや規範意識、コミュニケーション能力など、社会人として必要な基礎的資質・能力等を身に付けさせる必要があります。

また、産業界やPTA、関係機関、NPO等との連携を深め、小・中・高等学校などの連携の中で、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実に取り組みます

取り組むべき施策

児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を構築するため、各学校種におけるキャリア教育についての研修を充実するとともに、小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育の推進計画を整備・充実していきます。

地域の人材や民間の力を活用したキャリア教育の充実

- ・児童生徒の家庭や地域、職場における体験活動を充実するとともに、保護者や地域、さまざまな職場の人々との関わりを通じて、働くことや職業についての理解を深め、社会性を身に付けることができるよう、地域やPTA、産業界等との連携を図ったキャリア教育を推進します。

コミュニケーション能力等の育成

- ・キャリア教育では、キャリア発達⁽²⁾を促す指導と進路決定のための指導を意図的・計画的に行うと同時に、将来社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応していけるよう、規範意識やコミュニケーション能力など幅広い能力を育成することが必要です。これらの能力等をはぐくむために、各教科やさまざまな体験活動において、キャリア教育の観点からの意識的な指導に努めます。

【用語解説】

- 1 キャリア教育...「キャリア教育」とは、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことです。
- 2 キャリア発達...発達とは、生涯にわたる変化の過程であり、人が環境に適応する能力を獲得していく過程を言います。その中で、キャリア発達とは、自己の知的、身体的、情緒的、社会的な特徴を一人一人の生き方として統合していく過程を意味します。過去、現在、将来の自分を考えて、社会の中で果たす役割や生き方を展望し、それを実現していく過程であるとも言えます。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(10) 産業教育の充実

現 状

本県の全公立高校生のうち、職業学科や総合学科で学ぶ生徒は44.1%を占め、全国平均(30.2%)を上回り、全国7位となっています(平成19年5月現在)。

専門分野に関する知識・技術を生かした就職、将来のスペシャリストを目指した大学等への進学など、進路状況が多様化しています。

今日、企業は、問題解決能力やコミュニケーション能力などの職業人としての基礎的資質・能力をもった人材を求めるようになっており、専門高校における実践的な教育の必要性が高まっています。

課 題

地元産業界と連携した企業等における実習を重視した実践的な教育の充実

地元産業への従事を目指した「人材育成プログラム」の開発

生徒が地元の企業等について知る機会の充実

産業教育の質を高めていくための施設設備の整備・充実

取組の基本方針

将来の岐阜県産業を担う人材の育成という観点から、地元産業や地域社会との連携を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実し、生徒の実践力や社会への適応能力等の育成を図るとともに、地元産業や地域社会への理解と貢献の意識を高めさせます。

また、専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、生徒の意識の変化や進路の多様化等に対応し、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせるために、弾力的な教育課程を編成します。

さらに、中学校との円滑な接続、産業界や大学等が専門高校生に求める能力・資質、次代を担う人材育成という観点から、関係各界のニーズに応える専門高校や専門学科の在り方について検討します。

取り組むべき施策

地域連携型事業の充実

- ・各専門高校において、地元の産業界、大学等と連携しながら、「地域課題の解決」「ものづくり」「人づくり」の視点で継続的な実践活動等に取り組む「飛び出せスーパー専門高校生推進事業」の実施を通して、職業選択能力、起業家精神、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成します。
- ・地元企業に関する知識を得るとともに、職業人として必要な規範意識や倫理観を育成します。

スペシャリストの育成に必要な意欲的な学習の推進

- ・有用な資格の取得や各種検定、競技会への挑戦など、目標をもった意欲的な学習を通して、知識・技術の定着、実践力の深化を図ります。
- ・課題を探究し解決する力、自ら考え行動し適応していく力、協調性、働く意欲、チャレンジ精神など積極性・創造性を育成します。

専門高校と中学校・大学等との連携の充実

- ・各専門高校・学科は目指す生徒像を明確にし、「中学生の一日入学」を複数日設定するなどPRに努め、中学生が進学したい高等学校について正しく理解し、入学後、意欲的に学習に取り組めるようにします。あわせて、中学校の進路指導担当の教員等に対して、専門高校の学習内容を知る機会を設け、中学校の進路指導の充実を図ります。
- ・専門高校生が中学校へ出向き、「出前授業」等を行い、専門高校での学習内容を紹介するとともに、生徒の姿を通して専門高校の教育成果を示します。
- ・大学で講義を受けたり、大学教員の出前講座の機会を設けることにより、先端的な知識・技術を習得させるとともに大学で学ぶという体験をさせます。

教員研修の充実

- ・専門教科担当の教員が先端的な知識・技術等を習得するための教員の企業研修等を設定することにより、授業の改善に生かします。
- ・教員が企業を訪問することにより、地域の企業を知るとともに、学校と企業が次代の本県産業を担う人材像を共有することで、進路指導の充実を図ります。

社会のニーズや多様な進路に対応する専門高校の在り方の検討

- ・地域産業等の担い手となる将来のスペシャリストを育成するため、高等学校卒業後の進路の実態を把握した上で、少子化による生徒数の減少なども考慮に入れながら、長期的な視点に立って、社会や企業等のニーズに応える専門高校・専門学科の在り方について検討します。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(11) 情報教育の充実

現 状

各学校において、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力や情報モラル⁽¹⁾の育成を図る取組がなされています。また、県教育委員会では、「岐阜県教育情報ネットワーク(学校間総合ネット)」を活用して、各教科や総合的な学習の時間等に行われる情報モラル教育が充実するよう学校の取組を支援しています。

しかしながら、携帯電話やインターネットの普及により、「ネット上のいじめ」などが問題となっていたり、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事案が増えていることから、児童生徒への情報モラル教育を一層推進するとともに、保護者に対する啓発も必要となっています。

文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、岐阜県の教員のICT⁽²⁾活用指導力は、平成18年度の調査結果では、5つの分野のうち2項目で全国平均を下回っており、教員のより実践的なICT活用能力を向上させるため、ICT活用研修やICT環境の更なる整備に取り組んでいく必要があります。

課 題

児童生徒の情報モラル教育の推進

教員のICT活用指導力向上

教育用コンピュータの更新

取組の基本方針

すべての児童生徒が高度情報社会に対応していくことができるよう、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、教育用コンピュータや「岐阜県教育情報ネットワーク」を活用した情報教育を充実し、児童生徒のICTを活用した情報活用能力の育成を図るとともに、「ネット上のいじめ」などが深刻な状況になっていることに対応し、情報モラル教育を一層推進します。

また、教員一人一人の情報活用能力を高めるため、教員のICT活用指導力の向上を目指した研修を充実するとともに、より質の高い情報教育を推進するための環境整備を推進します。

取り組むべき施策

教員のICT活用指導力の向上を目指した教員研修及び校内研修の充実

- ・県内すべての学校を接続して教育情報を共有する「岐阜県教育情報ネットワーク」を通じて、教員研修用コンテンツを配信したり、TV会議システムを活用した遠隔講座やeラーニング⁽³⁾研修を実施したりするなど、教員研修の充実を図ります。
- ・県立学校や市町村教育委員会担当者に対する指導者養成研修を実施し、教員のICT活用研修の充実を図ります。

情報機器を活用した教育の充実

- ・「岐阜県教育情報ネットワーク」を活用して、遠隔授業や学校間交流を実施するなどして、児童生徒に多様な学習機会を提供するとともに、教育用コンテンツの充実を図りながら、「分かる授業・楽しい授業」を展開します。

情報モラル教育の推進〔再掲1-(4)、1-(6)、7-(3)〕

- ・情報教育関連講座や初任者研修・3年目研修などにおいて、教員のICT活用指導力の向上に加え、危険なサイトへの対応方法など危険回避の側面についても研修を実施し、教員の情報モラル指導の充実を図ります。
- ・児童生徒の家庭でのインターネットや携帯電話の利用実態を把握した上で、文部科学省の「情報モラル指導モデルカリキュラム表」を基に、発達段階に応じた体系的な指導を推進します。また、学校関係者や保護者、児童生徒を対象とした情報モラル普及啓発活動を実施します。
- ・総合教育センターのホームページや「岐阜県教育情報ネットワーク」に、情報モラルに関する教材や指導資料等の情報を掲載し、学校や家庭での活用を支援します。

教育用コンピュータの更新

- ・県立学校において、生徒のICTを活用した情報活用能力の向上、校務の情報化、情報セキュリティ向上のため、教育用コンピュータ等を長期的な計画に基づき更新し、より質の高い情報教育を推進します。

【用語解説】

- 1 情報モラル……情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。インターネットや携帯電話等を利用する際のマナーやルールのほか、コンピュータウィルスへの対策などの情報セキュリティ、著作権の尊重、個人情報の保護、パソコンの使い方などが含まれます。
- 2 ICT……Information and Communication Technology の略で、多くの場合、「情報通信技術」と訳されます。これまで用いられてきた「IT」とほぼ同じ意味で用いられます。
- 3 eラーニング…パソコンやコンピュータネットワークなどの情報通信技術を活用して学習することです。特にインターネット等を利用した遠隔教育を指す言葉として用いる場合が多いです。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切に、きめ細かな教育を推進します

(12) 環境教育の推進

現 状

現在、県内の学校では、総合的な学習の時間等を活用して、地域や学校の実態に応じて、体験活動などを織り込んだ環境教育が行われています。特に小・中学校では、ビオトープを整備したり、森を育てる活動を通して森林の役割を学習したりしています。博物館や青少年教育施設においても、それぞれの機能を生かしながら、子どもたちが自然に親しみながら環境について学ぶことのできる取組を推進しています。しかしながら環境教育については、国語や算数（数学）のように、それが一つの教科としては位置付けられていないこともあり、学校種間を貫く系統性あるカリキュラムが十分に開発されているとは言えず、個別の教育実践による取組に終わる場合も見受けられます。

課 題

岐阜県の地域特性を生かした学校種間を貫く系統性のあるカリキュラムの開発と教員の指導力の向上
地域の人材や環境関連施設等を活用した環境教育の推進
青少年教育施設や公民館における環境学習の充実

取組の基本方針

各学校において、教育活動全体を通して、児童生徒が地域の環境や環境問題への関心を高め、理解を深める取組を進めるとともに、総合的な学習の時間などを活用し、地域の特色を生かした体験的な学習を充実します。こうした取組や学習を通じて、児童生徒一人一人が環境問題を自らの問題としてとらえ、環境にやさしい生活習慣を身に付け、将来にわたって自ら進んで環境を守る行動がとれるよう、地域に根ざした環境教育を推進します。

また、学校における環境教育をより効果的に進めるため、環境教育に関する副教材や教員用手引書を作成するとともに、環境行政担当部局や環境NPO、企業等と連携し、環境教育に関する教員研修の充実を図り、岐阜県らしい環境教育を推進します。

取り組むべき施策

食育・環境教育・ふるさと教育に関する副教材及び教員用手引書の作成

[再掲1-(8)4-(4)]

- ・岐阜県の自然、歴史、文化芸術、伝統文化（食文化含む）、産業など地域の素材を教材化した副教材「岐阜県の教科書 - 郷土・環境・食 -」（仮称）を作成します。
- ・「岐阜県版 郷土・環境・食に関する教育の手引」（仮称）を作成し、その手引書を活用した食育推進のための教員研修の充実を図ります。
- ・各学校の実践について情報交換や実践交流の機会を拡充し、優れた実践の顕彰制度を充実します。

「岐阜を学ぶ日」（仮称）の設定 [再掲1-(8)4-(4)]

- ・ふるさとに親しむ日を設け、「郷土」、「環境」、「食」について学ぶ取組を、学校や地域において積極的に展開します。

体験を重視した環境教育に関する教員研修の充実

- ・初任者研修や6年目研修、12年目研修といった基本研修において、体験学習を重視した環境教育講座の充実を図ります。

体験を重視した児童生徒の環境学習の充実

- ・自然環境に親しみながら豊かな人間性や生きる力を育成する体験学習の取組を、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じて充実します。
- ・青少年教育施設において親子で参加できる体験型環境学習の場を創出したり、博物館での教育普及事業を充実するなどして、社会教育施設の機能を有効に活用します。
- ・NPO・企業等が実践する環境教育プログラムや人材などの情報の集約と共有を図り、学校の特性やニーズに応じて、地域のさまざまな個人や団体が効果的に連携して環境教育に協力・支援する仕組みづくりを進めます。

次世代へつなぐ岐阜県の豊かな水と森に注目した環境教育の推進

- ・平成22年に「水との共生」をキーワードに岐阜県で開催される「全国豊かな海づくり大会」を通じて、岐阜県の豊かな水資源はもとより、それをはぐくむ豊かな森林資源にも着目した環境学習を推進します。
- ・「ふるさとマイリバー環境教育推進事業」の実施を通して、岐阜県の豊かな水資源環境に対する教員の知識や指導力向上を図るとともに、児童生徒が主体的な活動を通じて循環型社会の形成者としての資質・能力や態度を養います。
- ・幼児や小学生（特に低学年の児童）を対象に、森や木とのふれあいを通じて人や自然に対する豊かな心をはぐくむ「木育」を推進します。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(13) 読書活動の推進

現 状

自ら学び自ら考える力や、豊かな人間性などの「生きる力」の育成が求められている今日、読書活動の果たす役割は極めて大きいと言えます。

「朝読書」を中心に、全校一斉の読書活動を行う学校は年々増えており、現在、県内ほぼすべての小学校、約9割の中学校、約4割の高等学校で取り組まれています。

しかしながら、中学生、高校生となるにつれて読書離れや活字離れが進んでいるというのが子どもたちの全般的な状況であり、たとえば本県の中学1・2年生のうち約4割の生徒が、学校における読書活動を除けば、ほとんど読書をしないという調査結果もあります。

課 題

誰もが生涯にわたって読書に親しむことのできる環境の整備と態度の育成

県図書館における読書活動支援の充実

市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定促進

取組の基本方針

子どもが読書のよさを体験し、将来にわたって読書を楽しむ人に育つよう、子どもが読書に親しむ機会づくり、子どもの自主的な読書活動を支えるための環境整備、子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備の三つの観点から取組の充実を図ります。

このため、学校では、子どもたちの発達段階や各学校の実態に応じた読書活動を、授業その他の学校活動の中に位置付けて取り組むとともに、学校図書館の整備・充実に推進します。また、学校における読書活動の支援に加え、子どもたちの家庭における読書や保護者による乳幼児への絵本の読み聞かせなどを支援するため、県図書館をはじめとする公立図書館のサービス機能の充実と相互の連携を図ります。

取り組むべき施策

学校における読書活動の充実

- ・幼稚園や保育所等においては、手づくり絵本の作成や読み聞かせの時間を設けるなどして、子どもが絵本や物語などに親しむ活動を推進します。また、高校生による読み聞かせを行うなど異年齢交流を図り、生きる力を互いに高め合う取組を進めます。
- ・児童生徒の読書習慣を定着させるため、学校の実態に応じながら朝の読書活動等読書時間を確保するとともに、読書紹介等を取り入れ、選書の指導を充実します。
- ・学校図書館サミットなど、他の学校と読書活動について交流する機会を設け、読書活動の盛んな学校の取組を広げます。
- ・保護者による読み聞かせを行ったり、親子読書週間を設けるなどして、親子が読書を通じて関わり合える環境づくりを支援します。
- ・司書教諭や学校図書館担当事務職員（学校司書）の研修を充実するとともに、各学校における読書活動推進のための組織体制を確立し、児童生徒が利活用しやすい図書館・図書室づくりを学校全体で進めます。

学校図書の整備・充実

- ・すべての市町村立学校における学校図書館の蔵書充実に向けて、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として定められている「学校図書館図書標準」の100%達成を目指した啓発を行います。
- ・障がいのある子どもたちの読書活動を充実するため、「さわる絵本」や「布の絵本」、点字で書かれた本や音声で内容のわかる本など、工夫された図書を整備するとともに、教員等による支援体制を充実します。
- ・学校の実態に応じて、日本に来て間もない外国籍の児童生徒や帰国後間もない児童生徒が読書に親しめるよう、外国語で書かれた絵本や図書の整備を進めます。

県図書館における子どもの読書活動支援

- ・高等学校における読書活動や学習活動を充実するため、高等学校の図書館への貸出を一層拡大します。
- ・学校における児童生徒用の調べ学習用図書や朝読書用図書のセット貸出を、公立図書館（市町村立図書館）を通じて行うとともに、そのための図書資料の充実を働きかけます。また、近くに図書館や公民館図書室がない地域において図書館的な役割を担う児童館や保健センターにおける図書コーナーに対しても、その充実を図るための相談支援体制を整えていきます。
- ・おはなし会や幼児読書講演会など、新生児保護者向けの読書活動推進事業を実施します。

重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(14) 国際理解教育の推進

現 状

これまで学校教育においては、異文化を理解・尊重し、共生できる資質・能力の育成、自己の確立、コミュニケーション能力の育成の三点を目的として、国際理解教育に取り組んでいます。

しかしながら、他の国や異文化を理解することに偏ったり、単に体験したり交流活動を行ったりするにとどまることが多く、国際理解教育を一層推進していく必要があります。

課 題

国際的な視点から自らの考えや意見を発信できる態度・能力の育成
外国語を使う機会の充実など発信型コミュニケーション能力の向上

取組の基本方針

在住外国人が増加するなど県内の国際化が急速に進展する中、児童生徒が異文化を理解・尊重し、異なる習慣や文化をもつ人々を受容し、共生していくための資質や能力を育成するとともに、日本の伝統・文化に根ざした自己を確立し、その上で、自分の考えや意見をしっかりと述べる能力や、外国語による発信力等コミュニケーション能力を育成する教育を充実していきます。

また、学校や地域において外国人との交流の機会や外国の歴史や文化、伝統などに接する機会を充実し、国際理解・国際協調の重要性を認識できる人材を育成します。

さらに、こうした取組を通して、郷土や国を愛する心をはぐくむとともに、世界に暮らすさまざまな人々や他国を尊重し、世界の平和を希求する心をはぐくんでいきます。

取り組むべき施策

外国の伝統・文化を理解し、共生の心をはぐくむ教育の推進

- ・ 県内の学校に在籍する外国人児童生徒及びその保護者等と交流する機会を設け、外国の伝統・文化への理解を促進し、多文化共生の心をはぐくむ教育を推進します。

アジア諸国などからの教育旅行団の受け入れ

- ・ アジア諸国をはじめ、海外からの修学旅行や外務省等が実施する国際交流プログラムを通じて、外国の子どもたちを県内の学校で積極的に受け入れ、児童生徒間の交流を推進します。

外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る教育の推進

- ・ ALT（英語圏等出身の外国語指導助手）を積極的に活用し、聞き取り能力や会話力など実用的な英語力の向上を図ります。
- ・ 英語の授業においては、自分の考えや意見を述べ合う学習活動を重視し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。

国際協力に貢献できる人材を育成する教育の推進

- ・ 国際協力の重要性を認識できるよう、外務省職員や青年海外協力隊のOB等を講師として活用し、早い段階から国際事情に触れる機会を設け、グローバルな視点をもって、国際協力に貢献できる人材を育成します。



重点目標

1

子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進します

(15) 私立学校教育の振興

現 状

現在、本県の園児・児童生徒のうち私立学校に在籍する園児・児童生徒数の割合は、幼稚園79.4%、小学校0.2%、中学校2.2%、高等学校20.3%となっています（「学校基本調査」平成20年5月1日）。

県では、私立学校の教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校教育振興費補助金、私立高等学校等授業料軽減補助金等により、私立学校教育の振興に努めています。

建学の精神に基づいた特色ある教育活動の一層の推進を図り、学校の個性化、特色化に資するため、教育改革推進特別補助として各学校が行う取組を支援しています。

しかしながら、少子化の進展によって、私立学校では児童生徒（園児）数が減少し、経営の根幹をなす納付金等の収入が落ち込んでいることから、経営状況の悪化が懸念されます。公立高等学校の入学定員を決めるに際しては、中学校卒業生数の増減を基に、私立高等学校の設置状況も勘案しながら決めていますが、今後も少子化が一層進展する見込みであることから、児童生徒（園児）や保護者に選んでもらえる魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりが求められます。

課 題

安定した私立学校運営の確保
選ばれる、一層魅力のある学校づくり

取組の基本方針

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく特色ある教育活動を行っており、本県の学校教育において重要な役割を果たしています。

今後も、私立学校が、魅力ある学校づくりに向けて、児童生徒（園児）のニーズに応える特色ある学校づくりを行えるよう私立学校を支援していきます。

取り組むべき施策

私立学校の振興

- ・岐阜県の教育における私立学校が果たす役割の重要性に鑑み、私立学校運営の安定と教育条件の維持向上を図るため、県は、引き続き私学助成の推進に努めていきます。

児童生徒のニーズに応える特色ある学校づくり

- ・私立学校の自主性を尊重しつつ、建学の精神に基づく各学校の創意と工夫による魅力ある学校づくりを支援します。



重点目標

2

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります

(1) 優秀な人材確保のための教員採用選考の推進

現 状

近い将来、経験豊かなベテラン教員の大量退職（小・中・高等学校、特別支援学校で毎年約600名）の時代を迎えることから、教員の確保が難しくなることが懸念されます。優秀な教員の確保は、質の高い教育を推進していく上での生命線であるため、今後、教員採用選考の在り方など必要な改善と充実を図る必要があります。

従前から教員採用選考の透明性・公平性確保のために、面接官として、民間企業の人事担当者や臨床心理士、若手県職員の協力を得ています。こうした取組に加え、選考基準や選考方法をホームページに公開するとともに、県教育委員会教育委員や人事委員会職員を採用選考のメンバーに加えたり、また、教員養成系学部の教職員に二次試験のようすを公開するなどの改善を図っています。

課 題

優秀な教員を確保するための選考内容・方法の工夫・改善
より公平性・透明性の高い採用システムの確立

取組の基本方針

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える重要な存在です。採用にあたっては、人物本位の観点をもち、試験という限られた時間の中で公平に選考するよりよい方途を検討します。さらに岐阜県教員の魅力をアピールしたり、受験方法を多様化することにより、優秀な人材を確保できるように取り組みます。

取り組むべき施策

豊かな人間性、実践的な専門性のある教員の採用の推進

- ・優秀な教員を選考するため、筆記試験に加え、模擬授業や実技等を導入し、実践的な能力を把握したり、面接やグループ討議などの内容や方法を工夫し、より豊かな人間性や実践的な専門性のある教員の採用ができるようにします。

公平性・透明性の高い教員採用システムの確立

- ・外部人材を試験官に加え、より多角的な観点から選考を進めるとともに、複数のスタッフによる多段階のチェックや、選考基準を明確にした協議・判定システムの確立により、公平性・透明性の高い教員採用を進めます。

意欲的で優秀な教員を確保するためのPR活動

- ・岐阜県における望ましい教員像について募集要項や説明会等で示すとともに、県内外の教員養成課程のある大学を中心に、教員免許取得可能な大学に対して教員募集に関する説明及び実践的指導を積極的に行ったり、高校生の教員希望者に対して進路指導を行ったりするなど、岐阜県の教員になる意欲を高める活動を充実します。

人材の県外流出を防ぐとともに、優秀な人材を確保する採用試験の改善

- ・岐阜県教員へのUターン就職を促すために、他県に勤める現職教員には試験を一部免除するなど一定の優遇措置を講じます。
- ・現場で勤務しており、校長がその人物の能力を把握している特任講師()からの採用を拡大します。
- ・学校間の連携を推進するため、学校種の区分によらない採用形態を検討します。

【用語解説】

特任講師...岐阜県教育委員会では、教員採用選考試験の結果、採用候補者名簿に登録されなかった者のうち、成績優秀な者を臨時的任用の常勤講師として優先的に任用しています。

重点目標

2

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります

(2) 適材適所の人事システムの充実

現 状

県民の学校教育に対する期待に応え、特色ある学校教育を推進できるよう、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、年齢や勤務歴、実績などを勘案して適材を適所に配置しています。また、教員の視野の拡大や資質向上の観点から、教員の指導力を高める広域人事異動や研修派遣なども積極的に実施しています。

管理職の登用については、その職責の重要性に鑑み、人間性豊かで創造力と指導力に富み、自ら率先して行動できる人材を幅広く登用しています。

課 題

学校が活性化し、教員の資質・能力が生きる配置
管理職登用の在り方の改善

取組の基本方針

教育水準の維持向上を図るとともに、教員の勤労意欲と指導力の向上を図ることができる適材適所の人事異動を実施し、教員のやる気あふれる協働によって、特色ある学校教育が推進できるようにします。

また、開かれた管理職登用を進め、教員が自らのライフプランの中に管理職としての構想をもち、意欲的に働くことができるようにするとともに、フットワークよく職員の前頭に立って学校経営にあたることのできる優秀な管理職の選考システムを確立します。

取り組むべき施策

学校を活性化する人事異動の推進

- ・教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、年齢、所有免許、勤務歴、実績などを勘案して、教員の能力が生きる人事異動を実施します。
- ・資質の向上を図る観点から、広域人事異動や校種間交流、研修派遣を積極的に行うなど、教員の指導力を高める異動を推進します。
- ・新規採用者は、教職に対する基本的な資質や幅広い知見を得させるために、将来を見据えて計画的に配置します。

職員のやる気・意欲を喚起させる管理職登用の在り方の検討

- ・誰もが管理職を目指すことができるように、校長が、教頭や中堅教員に対し、リーダーとしての在り方を日常的に指導するとともに、「高い経営理念をもち、自ら率先してフットワークよく行動できる」管理職としての人物像を描き、意欲をもって勤務できるようにします。
- ・多様な観点から公平かつ公正な選考ができるようにするため、筆記試験の内容や面接方法を工夫するとともに、面接官として教育委員やPTA役員などの協力を得て、公正・公平な管理職の登用を行います。
- ・学校における指導の場を想定した試験内容（プレゼン面接^()等）を導入し、実践的な能力を見極める選考ができるようにします。

【用語解説】

プレゼン面接...一般的には、与えられたテーマに対して自分の意見をまとめて発表する面接のことですが、岐阜県では、管理職登用選考において、学校におけるPTA総会や学級懇談会など具体的な場面を設定し、自分の思いや指導方針などをわかりやすく発表するという形式で実施しています。

重点目標

2

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります

(3) 教員の資質と指導力の向上

現 状

学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きく、教員の資質向上は重要な課題です。

指導力が不足している教員等の存在は、児童生徒に大きな影響を与え、保護者等の学校への信頼を大きく損なうものであることから、指導が不適切な教員等をはじめ、すべての教員の資質向上に向けて、充実した継続的な研修を行う体制を整えることが必要です。

課 題

教員の資質向上のための効果的な研修の推進

指導が不適切な教員等に対する人事管理、研修の在り方の明確化

取組の基本方針

教員評価、自己啓発面談及び研修などを通して、教員の自己啓発や意欲向上を引き出すとともに、一人一人の教員が十分な自信と指導力をもって児童生徒と向き合える環境をつくります。

また、特に教員養成学部（学科）を有する大学を中心に、大学と連携した教員研修を行うことにより、教員研修の内容をより豊かなものとしていきます。

取り組むべき施策

資質向上につながる教員評価の検討

- ・新しい勤務評価では、評価の観点や基準をきめ細かく示しました。これを生かして、自己啓発面談等で個々の教員の課題を明確にし、資質の向上につなげます。
- ・メリハリのある教員給与や手当の体系を構築し、がんばる教員の処遇の充実を図ります。

教員の6年目研修・12年目研修における研修内容の改善〔再掲5-(3)〕

- ・県内大学の協力を得て、基本研修の内容を改善するための検討会議を開催します。

教員としての資質・能力を高める研修の充実

- ・「教科指導力向上講座」「学級経営力向上講座」の拡充を図り、研修受講者数を増やして学校での啓発や実践につなげられるよう、研修の一層の充実を図ります。
- ・参加者の利便性を考慮し、地区別研修機会の拡大、出前講座・土曜講座の拡大、受講受付の弾力的運用の拡大、研修案内の広報など研修受講環境を改善します。
- ・講師（非常勤講師を含む）の力量アップ講座の拡充を行います。

各学校における教員研修の充実〔再掲4-(1)〕

- ・学校が必要としている適切な指導・助言を行えるよう、指導主事の適正配置、能力向上に取り組めます。
- ・市町村教育委員会における指導主事の配置を促進します。
- ・管理職が長期的な学校経営構想に立ってマネジメント研修を受講し、自己啓発面談や職場研修に活用します。

指導が不適切な教員等の研修の在り方の改善

- ・教員研修に「対人関係能力」を育成する手法を位置付け、児童生徒、保護者、地域住民、同僚等と円滑にコミュニケーションがとれる能力を育成します。
- ・校長の指導力と全職員の協力体制のもと、「教員は学校で育てる」という意識を確立します。
- ・治療的研修と同時に、予防的研修に日常的に取り組む職場環境を整備します。

教職大学院の充実に向けた大学との連携推進〔再掲5-(3)〕

- ・岐阜大学に平成20年度より開設された教職大学院においては、第一に、派遣される現職教員をスクール・リーダーとして養成すること、第二に、学部新卒者を将来の学校づくりの有力な一員として養成することが期待されています。このため県教育委員会と岐阜大学との間に「連携連絡協議会」を設け、教職大学院の教育課程について継続的に検討を進めるとともに、県教育委員会が授業への協力を行うなど、両者の恒常的な連携・協力を図ります。

重点目標

2

子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります

(4) 教員免許更新制の円滑な実施と内容の充実

現 状

平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。これにより教員は、その時々には教員として必要な最新の知識・技能を身に付けるべく、10年ごとに免許状更新講習を受講することになります。

岐阜県内の受講対象者約2万人（県教育委員会調査）のうち、免許状更新講習の受講義務がある者は約1万6千人で、その内訳は幼稚園教諭が8.8%、小学校教諭が36.2%、中学校教諭が23.2%、高等学校教諭が21.3%、特別支援学校教諭が6.1%、養護教諭が4.3%、栄養教諭が0.1%となっています。

毎年約2千人と見込まれる受講者のうち、免許状更新講習開設大学から遠い東濃地域や飛騨地域で勤務する教員が全体の約4分の1を占めています。このため、高山市や恵那市において出張講義形式による免許状更新講習の開講が検討されています。

受講対象者のうち、岐阜県教育人材バンク登録者や幼稚園教諭免許状を持つ保育士など将来教員になる可能性がある者は、3,500人以上と見込まれます。これらの者は受講義務がないため、免許状更新講習を受講しないまま有効期限を経過したとしても教員免許は失効しませんが、免許状更新講習を受講・修了して県教育委員会の確認を受けた後でなければ、教員として教壇に立つことができません。

課 題

岐阜県教育人材バンク登録者など教員希望者に対する教員免許更新制の周知・広報
教員免許状更新講習の円滑な実施に向けた大学との連携強化

取組の基本方針

免許状更新講習の受講により、自身の授業法及び力量を見つめ直し、その時々には教員として必要な最新の知識・技能を定期的に身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立つことができるようにします。

取り組むべき施策

教員のレベルアップのための機会提供

- ・教員は自身の授業や指導法を評価される機会が少ないため、これまでの研修に加え、教員免許更新制の導入に伴い、自身の指導法及び力量を見つめ直し、最新の知識・技能を身に付けることができる機会を提供します。

教員免許更新制の周知・広報

- ・教員免許更新制の概要やスケジュール等を周知して、教員が円滑に免許状更新講習を受けられるよう助言を行うとともに、いわゆるペーパーティーチャーなど今後教員になる可能性がある者にも制度の周知を図ります。

免許状更新講習の円滑な実施と講習内容の充実〔再掲5 - (3)〕

- ・県内において実施する免許状更新講習の円滑な実施に向け、県教育委員会と講習を開設する県内大学等は、講習の開設講座の調整や相互の情報交換をはじめとした適切な連携・協力を図ります。
- ・免許状更新講習のうち必修科目である「教育の省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」の講習については、県教育委員会の職員も講師を務めます。
- ・免許状更新講習の趣旨と合致する現職研修（教育課程講習会や重点講話等）について、更新講習の一部として認定されるように検討を行います。
- ・土曜講座の拡充やテレビ会議システムを活用した研修方法の工夫を行います。

重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(1) 特別支援教育の充実

現 状

子どもかがやきプランに基づき、地域の特別支援教育の支援センターとなる特別支援学校の整備等に取り組んでいます。(平成20年4月現在の整備状況¹⁴校)

小・中学校における校内委員会の設置やコーディネーターの指名率は100%に達し、支援体制は整いつつありますが、学校種間の連携が十分ではないために、継続した支援が難しく、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援が求められています。

障がいのある生徒の一般就労はまだまだ厳しい情勢(特別支援学校高等部一般就労率38%：平成20年3月)であり、一人一人の自立と社会参加を目指した職業教育を充実することが就労支援において重要です。

小・中学校における特別な支援が必要な発達障がいのある児童生徒は、平成20年度は昨年度に比べ800人(39%)増加しています。しかし、支援の場や専門家が少なく、発達障がいに対する理解と支援のための教員研修の充実と二次障がい防止等の問題解決に向けた取組の推進が必要です。

課 題

地域の核となる特別支援学校と60分以内通学を実現するスクールバスの整備
社会的な自立を目指した、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

取組の基本方針

障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい教育を行うため、「子どもかがやきプラン」に基づき、地域の特別支援教育のセンターとなる特別支援学校の計画的な整備を推進し、地域における総合的な支援体制を確立するとともに、特別支援学校卒業後の一人一人の自立と社会参加を目指し、職業教育の充実や進路指導の充実など、就労支援の取組を積極的に進めます。

また、地域における特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、幼稚園・保育所、小・中・高等学校に在籍する発達障がいを含めたすべての障がいのある児童生徒への指導の充実や学校種間の連携を図るなど、学校の支援体制を充実します。

取り組むべき施策

特別支援学校等の整備の着実な推進

- ・地域ごとに特別支援学校を適正に配置するため、可茂地域、飛騨南部地域に特別支援学校を設置し、恵那特別支援学校を移転します。残る岐阜南部地域、飛騨北部地域の特別支援学校についても、地元の状況を踏まえ整備を進めます。
- ・特別支援学校を設置する際には、知的障がい、肢体不自由及び病弱等、どの障がいにも対応できる特別支援学校の総合化、小・中・高等部の整備により一貫した教育を行う特別支援学校の一貫化を推進していきます。
- ・社会的自立のための専門教育の充実を目指し、高等特別支援学校を整備するとともに、各特別支援学校の作業学習、職業訓練の設備を充実します。
- ・特別支援学校を開校する際には、できるだけ早期に地域の児童生徒を受け入れることができるように、分教室や分校など柔軟な整備手法も検討していきます。
- ・長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、特別支援学校の整備と合わせて、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを順次配備します。

就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育の推進

- ・障がいの早期発見、早期支援が行えるよう、就学前の早期支援体制を整備します。
- ・就学前から高等学校卒業後までを通じて、発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校においては、障がいのある子ども一人一人の個別の指導計画を作成し、障がい特性に応じた一貫した指導の工夫・改善を図るよう支援します。
- ・就学前に個別の教育支援計画を作成し、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の間で、障がいのある児童生徒の状況を詳しく引き継ぎ、一貫した指導体制の確立を図ります。

総合的な支援体制の確立と保護者との連携

- ・小・中学校の特別支援教育をリードできるスーパー・コーディネーターを育成し、小・中学校、関係機関、学校種間の連携を強化します。
- ・一人一人の障がいの状況やニーズに応じた支援を可能にする特別支援教室構想を目指した、現制度下における柔軟な指導体制の在り方を研究推進していきます。
- ・発達障がい等に起因する諸問題の早期解決のため、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士等専門家チームの派遣により、小・中・高等学校を支援していきます。
- ・特別支援学校は、地域の支援センターとして、学齢前の幼児の保護者からの相談に対応します。

職業教育と就労支援の充実

- ・高等特別支援学校の整備に向け、県レベル、圏域レベルで、経済界との連携による就労支援ネットワークを構築するとともに、研究推進校を指定し、カリキュラムの検討

- や企業内作業学習等の研究を行い、自立と社会参加に向けた職業教育を充実します。
- ・外部専門家の活用を含めた授業改善や教員の専門性の向上のための取組を充実します。特に、就労に向けた企業内で行う作業学習の仕組み（就労支援システム）を作ります。

発達障がいのある児童生徒への支援の充実

- ・LD⁽¹⁾、ADHD⁽²⁾など発達障がいのある児童生徒については、小・中学校の通常学級に在籍しつつ、チーム・ティーチング⁽³⁾や通級による指導⁽⁴⁾などにより、きめ細かな指導を充実していきます。
- ・LD、ADHDなど発達障がいに対応するため、必要に応じ専門家を派遣したり、教員に対する研修を実施するなど、就学前、小・中・高等学校の支援体制を充実します。

特別支援教育に係る教員の資質の向上

- ・総合教育センターにおいて特別支援教育に係る専門講座を開催します。
- ・特別支援学校に勤務する教員の特別支援教育教諭免許状の取得率を向上するよう努めます。
- ・幼稚園・保育所、小・中・高等学校の要請に応じ、特別支援学校は、地域の支援センターとして相談支援ができる教員を派遣したり、発達障がい等の障がいに関わる理解を深めるための研修会を開催します。

共生教育への取組

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習等の一層の充実を促すとともに、県民の理解を深める取組を行います。

【用語解説】

- 1 LD (Learning Disorders)
学習障がいのことです。学習障がいは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。
- 2 ADHD (Attention Deficit Hyperactivity Disorder)
注意欠陥多動性障がいのことです。注意欠陥多動性障がいは、多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つです。
- 3 チーム・ティーチング (Team Teaching)
基礎・基本の徹底と個に応じた多様な教育が展開できるよう、複数の教員が協力して少人数による指導や個別指導を行う授業の形態です。
- 4 通級による指導.....
障がいのある児童生徒が、小学校や中学校の通常の学級に学びながら、概ね週1～3時間程度受ける専門的な個別指導のことです。



重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(2) 外国人児童生徒の教育の充実

現 状

平成2年の改正入管法（出入国管理及び難民認定法）の施行を契機に、本県においても外国人児童生徒が急増し、近年では国籍の多様化も進んでいます。

平成20年8月1日現在、県内の公立小・中学校には外国人児童生徒が1,784名在籍しており、国籍別にみると、ブラジル人（1,071名）、フィリピン人（283名）、中国人（150名）の順となっています。このうち、日本語指導が必要な児童生徒は56%を占めています。

外国人児童生徒の中には、「勉強がわからない」「言葉がわからないので学校に行かない」など、日本語を理解できないために学校生活に適應できない児童生徒もいます。

県内の高等学校への進学を希望する外国人生徒もいます。

経済情勢を反映し、外国人児童生徒の保護者の雇用が不安定になっており、子どもの就学問題を含め、関係機関の連携のもと、生活全般についてきめ細かな支援が求められています。

課 題

日本語指導・適応指導の充実による、外国人児童生徒が就学しやすい環境づくり

外国人労働者雇用企業と教育機関等との連携体制の構築

県内の高等学校への進学を希望する外国人生徒が学びやすい環境づくり

取組の基本方針

県内に在住する外国人児童生徒は、一人一人がかけがいのない「岐阜県に暮らす生活者」であるとの基本認識に立って、多文化共生社会の実現を目指し、外国人児童生徒教育の充実に努めます。

こうした考え方に基づき、日本語指導が必要な子どもたちの指導や、日本の学校生活への適応指導などの充実を図り、外国人児童生徒一人一人に応じた進路の実現が図られるよう支援するとともに、学校や地域において、外国人児童生徒と日本人児童生徒が互いを理解・尊重し、共に生きていく資質や能力を育成するための教育活動を展開します。

また、本県では、「岐阜県多文化共生推進基本方針」（平成19年2月策定）に基づき、県振興局への母語を話せる相談員の配置をはじめ、さまざまな観点から、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりを推進します。

取り組むべき施策

外国人児童生徒適応指導員の配置

- ・ 学校生活への適応指導や日本語指導の支援を図るため、外国人児童生徒の母語を使用できる外国人児童生徒適応指導員を、外国人児童生徒が比較的多い地域を管轄する教育事務所に配置し、小・中学校を中心に派遣します。
- ・ 県が配置する外国人児童生徒適応指導員と市町村が配置する支援員等との連携を進め、効果的な指導に関する研修を実施します。

外国人児童生徒連絡協議会の充実

- ・ 関係市の担当者や小・中学校の代表者、外国人児童生徒適応指導員、県教育委員会担当者などが集い、外国人児童生徒の学校生活への適応指導や学習指導等に関する実践交流や、先進的な取組状況の調査研究を行います。

各学校における指導を支援する人材の確保と、担当教員等の指導力向上に向けた研修の充実

- ・ JICA（独立行政法人国際協力機構）の日系社会青年ボランティアに現職教員が参加できるようになったことを活用して、現職教員をブラジルへ派遣します。
- ・ 県と市町村、関係団体、企業との協力により、外国人児童生徒の母語と日本語の両方を用いることができる人材を確保する制度を整備します。

外国人労働者雇用企業との連携による支援の充実

- ・ 就学を促進するため、外国人児童生徒の保護者への働きかけを企業と連携して進めます。
- ・ 外国人児童生徒に初歩的な日本語を教えたり学校生活への適応支援を行うプレクラスなどの初期指導体制の整備充実等に向けた協力を企業に要請します。

県立高等学校における受け入れ体制に関する検討

- ・ 高等学校入学者選抜制度における「外国人特別枠」等の一層の運用改善を図るとともに、国語・数学・英語の3教科に代えて「基礎的な日本語能力をみる検査」を実施する高等学校を増やすなど、学習意欲の高い外国人生徒が受験しやすい入学者選抜制度を構築します。
- ・ 外国人生徒の高等学校への入学志望状況を考慮し、県立高等学校における外国人生徒の受け入れ体制の在り方について検討を進めます。

外国人学校の各種学校化・学校法人化への支援

- ・ 県では、平成17年度に各種学校の認可基準等を緩和したことを受けて、平成18年度にHIRO学園（大垣市）を、ブラジル人学校としては全国で初めて各種学校として認可し、運営経費を補助しています。今後も引き続き、他の外国人学校からの希望を受けて、学校法人化・各種学校化に向けた支援を行っていきます。

重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(3) 学校施設の整備の推進

現 状

平成20年4月現在、県内の公立小・中学校の耐震化率は73.2%、公立高等学校の耐震化率は90.4%となっています。

県立学校の中には老朽化により庇・外壁等の落下の危険性が高い施設があり、耐震化とあわせて計画的に改修を進めていく必要があります。

校舎等の建物から発生する化学物質により、児童生徒の健康に悪影響を与えるシックスクール問題（シックハウス症候群等）への対策として、平成20年5月に「シックスクール対応マニュアル」を作成し、県立学校、市町村教育委員会等に配布しました。今後は、各学校において具体的な対策が図られるよう支援していく必要があります。

課 題

県立学校施設の耐震化の早期実施
市町村立学校施設の耐震化の促進
県立学校施設の老朽化対策

取組の基本方針

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化した施設の改修等を推進します。

また、児童生徒の健康への影響が懸念されるシックスクールなどへの対策も推進します。

取り組むべき施策

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化を推進

- ・県立学校施設については、岩手・宮城内陸地震を機に、より早期に生徒の安全・安心を確保するため、耐震化計画を前倒しして、地震の際に倒壊の危険性が高い施設については、平成22年度までに耐震化が完了するよう、優先的に耐震補強工事を実施します。
- ・市町村に対し、小・中学校の耐震補強事業の推進を要請するとともに、国庫補助制度等の周知と積極的な活用を図ります。

県立学校施設の改修の推進

- ・県立学校については、建築から50年以上経過した施設があり、老朽化により庇・外壁等の落下の危険性が高く、これらについても計画的な改修を進めます。

シックスクール対策の推進

- ・シックスクール問題について、学校管理者の理解促進を図るとともに、シックスクール対応マニュアルに基づき、各学校でシックスクール対策が講じられるよう支援します。



重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(4) 学校の安全確保の推進

現 状

各学校では、自然災害や交通事故、学校事故、事件などに対する基本的な考え方と指導事例を記した「学校安全管理・教育の手引き」を参考に、マニュアルの作成や訓練・危機管理の研修が行われています。

不審者による声かけ事案の増加など、子どもたちを取り巻く環境は、決して安全な状況ではなく、学校や地域の実態を踏まえた危機管理体制や安全教育の充実が求められています。

課 題

学校や地域の実態を踏まえた危機管理体制や安全教育の充実

取組の基本方針

学校及び登下校時における子どもたちの安全を確保するため、各学校で作成している危機管理マニュアルを、学校や地域の実態を踏まえ改善するなど、危機管理体制を充実するとともに、安全管理と一体化した組織的・計画的な安全教育を推進します。

取 り 組 む べ き 施 策

安全管理と一体化した安全教育の推進

- ・各学校で作成している危機管理マニュアルについて、学校や地域の実態を踏まえ改善したり、マニュアルに基づく訓練や校内研修会を実施するなど、校内の安全管理体制を充実します。
- ・各学校において安全管理と一体化した組織的・計画的な安全教育を推進し、児童生徒に危険を予測し回避する能力や危険に遭遇した場合の対処方法を身に付けさせます。

学校関係者の危機管理意識の向上

- ・教員研修で手引の内容を説明したり、学校内で手引を基に研修を実施するなど、学校関係者の危機管理意識を一層高めます。

重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(5) 修学支援の推進

現 状

県では、経済的な理由等により修学が困難な生徒や学生に対し、教育の機会均等を図るため、県選奨生奨学金などの各種奨学金制度や母子福祉資金制度などにより、修学資金の貸付を行っています。

貧困、災害その他特別の理由がある場合には、県立高等学校授業料の全部若しくは一部を免除し、修学支援を行っています。

近年、経済情勢等を反映し、貸付件数が増加する一方、各種奨学金等の返還金の滞納が年々増加する傾向にあります。

課 題

修学支援制度の周知ときめ細かな相談対応
奨学金等返還金の滞納の増加への対応

取組の基本方針

教育の機会均等を図るため、経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する奨学金の貸与、授業料の減免措置等を引き続き実施します。

取 り 組 む べ き 施 策

経済的な理由等により修学が困難な生徒等に対する修学支援の推進

- ・教育の機会均等を図るため、経済的な理由等により修学が困難な生徒や学生に対する奨学金制度・授業料減免制度等を引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。
- ・各種奨学金等返還金が奨学金の財源になっていることから、機会ある毎に早期納入を促し、滞納の縮減・解消に努めます。

母子福祉資金の貸付

- ・母子家庭に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図るための修学資金等の貸付を引き続き実施します。

重点目標

3

すべての子どもたちが、等しく安心して学べる教育環境づくりを進めます

(6) 学びの再チャレンジができる教育環境づくり

現 状

県内の公立小・中・高等学校における不登校児童生徒数（平成16年度～18年度の年平均）は、小学生約466人（全体の約0.4%）、中学生約1,753人（同約2.8%）、高校生〔全日制〕約756人（同約1.1%）になっています。（カッコ内は出現率：全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）。また、この間の公立高等学校〔全日制〕の中途退学者数（平成16年度～18年度の年平均）は、約625人（全体の約1.3%）となっています。

こうした現状を踏まえ、再び学びたいという意欲が芽生え、学校生活への復帰を目指す子どもたちや、高等学校の教育を受けたいと希望する社会人のために、「学びの再チャレンジ」を支援する教育環境を整備していくことが求められます。

課 題

「学びの再チャレンジ」を支援する教育環境の整備、関係機関の連携強化

取組の基本方針

不登校を経験した児童生徒や高等学校の中途退学者が、再び学びたいという意欲が芽生えたときに、いつでも再入学等ができるような教育環境の整備を進めます。

このため、義務教育段階においては、特に学習内容における基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られるよう、学校内外の場で丁寧な個別指導を行います。また、高等学校段階においては、全日制単位制高等学校や3部制単位制高等学校、定時制・通信制課程をもつ高等学校を中心に受け入れの弾力化を図るとともに、生徒の進路希望に応じた多様な選択科目を用意して、将来の自立に向けた生徒の主体的な学びを大切にする体制を整えていきます。

取り組むべき施策

義務教育段階における不登校児童生徒への個に応じた学習支援の充実

- ・小・中学校段階においては、不登校の状態にある児童生徒の個別の状況に応じて、在宅や市町村に置かれている適応指導教室、または在籍校において学習支援を行います。また、学校に通えるようになった後は、個別指導や少人数指導を中心とした学習支援を行います。

高等学校段階における不登校生徒への個に応じた学習支援の充実

- ・高等学校段階においても、在籍校において不登校の状態にある生徒の個別の状況に応じて、在宅や在籍校における学習支援を行います。

3部制高等学校や定時制・通信制の課程をもつ高等学校における教育の充実

- ・生徒の多様な生活時間に柔軟に対応できる3部制単位制高等学校や定時制・通信制課程をもつ高等学校において、基礎・基本の学習から応用的・実践的な学習内容まで幅広く学べるようにするとともに、多様な選択科目を用意するなどして、これまでの取組を充実・発展させます。

高等学校における学校・学科間の異動の弾力化に向けた検討

- ・高等学校の中途退学者や不登校生徒等の年度途中における転入学・編入学・転科等を弾力的に行えるよう、単位制の課程を持つ高等学校において柔軟に対応できるシステムづくりを検討します。

「学びの再チャレンジ」ができる学習支援に向けた仕組みづくり

- ・不登校傾向にある児童生徒や、中学校卒業後ひきこもり傾向にある子どもを対象とした学習支援に向けた仕組みづくりを検討します。
- ・児童福祉施設や、不登校に携わっている関係機関等との連携・協力を図る仕組みについて検討していきます。
- ・高等学校で再び学びたいという意欲のある社会人の受け入れに向けた教育環境の整備について検討します。

重点目標

4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

(1) 学校マネジメントの向上

現 状

県立学校では、平成13年度から「県立学校長自主プラン推進事業」に取り組んでいます。これは、校長が自校の現状分析や目標を踏まえた課題を解決するために創意工夫したプランのうち、優れたプランに対して財政的な支援をすることにより、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある学校づくりを一層推進するものです。その結果、学校の今日的課題の解決に向けた積極的なプランが提案され、学校の特色づくりに成果を上げています。

平成20年度から、校長がリーダーシップを一層発揮し、各県立高等学校の企画提案に基づく特色ある学校づくりを推進するため、「県立学校リーダーズプラン推進事業」を立ち上げました。

今後は、学校課題を解決するための学校評価システム等を活用した「リーダーズプラン」の推進を促し、事業内容等の改善に努め、一層の充実を図る必要があります。

市町村立学校も含め、開かれた学校づくりをさらに強力に推進するため、これまで以上に、学校の教育活動を広く県民に周知し、学校運営への参画を求めていく必要があります。

課 題

校長のリーダーシップに基づいた特色ある学校づくりの推進

学校評価システムを活用したPDCAサイクル⁽¹⁾に基づく学校改善の推進

取組の基本方針

子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てるために、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われる必要があります。

そのため、県立学校のみならず、市町村立学校においても地域に根ざした特色ある教育活動を推進することができるような体制づくりを進めるとともに、各学校の創意工夫による先進的取組を支援し、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある学校づくりを推進します。

取り組むべき施策

県立学校リーダーズプラン推進事業の実施

- ・県立学校では、校長のリーダーシップのもと、学校評価等により明らかになった学校の抱える喫緊の課題の解決に向けて、各学校が提案する創意工夫した先進的な取組を支援し、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある学校づくりを推進します。

市町村立学校における特色ある教育活動の推進

- ・市町村立学校においては、市町村教育委員会の方針に基づいて、各学校が創意工夫により特色ある教育活動を展開することができるよう、県教育委員会が先進的な取組について普及・啓発していきます。

学校評価システムの充実〔再掲4 - (2)〕

- ・各学校において実施される自己評価や保護者、学校評議員、地域住民等による学校関係者評価⁽²⁾について各学校の課題を明らかにし、学校改善につながる実効性のある学校評価システムの充実を図ります。

学校マネジメント研修の充実〔再掲2 - (3)〕

- ・管理職が長期的な学校経営構想に立ち、マネジメント研修を受講して、自己啓発面談や職場研修に活用します。

副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向けた検討

- ・学校におけるマネジメント機能を強化し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための新しい職（副校長、主幹教諭、指導教諭）の配置を検討します。

【用語解説】

- 1 PDCAサイクル... 「PDCA」は、Plan（計画） - Do（実行） - Check（評価） - Action（改善）の英語の頭文字をとったものです。PDCAサイクルとは、施策を推進するにあたって、目標を明確に設定し、取組の成果を客観的に評価・検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、施策に新たに反映させるという一連の取組を継続的に行うことです。
- 2 学校関係者評価... 学校関係者評価とは、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成団体関係者等の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、各学校の全教職員により行われる自己評価の結果について評価することを基本とする評価のことです。

重点目標

4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

(2) 開かれた学校づくりと学校評価

現 状

本県では、地域に開かれた学校づくりと学校の自主的・自律的な教育活動を推進するため、毎年11月1日～14日に設定する「岐阜県教育週間」を中心に、各学校において、授業や文化祭・発表会などの教育活動を保護者や地域住民に公開しています。

すべての公立小・中・高等学校、特別支援学校に学校評議員を設置し、その意見を学校運営や教育活動に反映させるとともに、多くの学校において学校評議員の協力を得て学校評価を実施しています。

課 題

学校評価システムを活用した学校運営の改善

取組の基本方針

各学校が保護者や地域住民等との連携・協力を一層深めるため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について保護者や地域住民等に積極的に公開し、説明責任を十分に果たすとともに、学校評価を効果的に実施し、学校教育の質の向上につなげていきます。

また、保護者や地域住民等の意見やニーズを学校運営に反映させるとともに、地域の教育力を学校教育に取り込むため、学校評議員制度の一層の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

取 り 組 む べ き 施 策

教育活動の公開、教育情報の提供

- ・教育活動の公開や学校教育に関する情報提供を積極的に行うなど、保護者・地域住民等に対する参画の機会を設けることを通して、教育活動への理解や信頼を得られる、地域に開かれた学校づくりを推進します。

学校評価システムの充実〔再掲4-(1)〕

- ・各学校において実施される自己評価や、保護者、学校評議員、地域住民等による学校関係者評価（外部評価）について、各学校の課題を明らかにし、学校改善につながる実効性のある学校評価システムの充実を図ります。



重点目標

4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

(3) 魅力ある学校づくり

現 状

本県では、高校生の学習ニーズの多様化に対応するため、単位制高等学校や総合学科などの設置を進め、現在、県立高等学校63校のうち24校が「新しいタイプの高校」となり、多様な高校選択が可能となりました。

本県の中学校卒業予定者数は、今後およそ10年間は、県全体としては微減となるものの、大幅な減少はないものと予想されます。しかしながら、地域別にみると、東濃学区においてはこの間に約20%減少すると見込まれるなど、地域により生徒数の減少幅が大きく異なることを念頭に置きながら、今後の県立高等学校の在り方を考えていく必要があります。幼稚園・保育所や小・中学校では、市町村や各設置主体において独自の特色ある教育活動が展開されています。

課 題

生徒の多様化に対応した高等学校の普通科の充実

地域と連携した、より実践的な教育の充実

少子化の進む地域の専門高校や総合学科などの高等学校の在り方の検討

自分の将来展望や社会における役割について考えを深めるための奉仕体験活動や職業体験の充実

取組の基本方針

新しい時代に対応し、生徒のニーズ、卒業後の進路及び産業界や地域などの社会の要請を反映した高等学校と学科の配置を検討し、各学校においては、教育目標・教育方針・特色などを明らかにし、自己肯定感をもって社会に出て行く生徒を育成することができる学校づくりに努めます。

また、家庭・地域との連携のもと、それぞれの幼稚園・学校の特色や地域の特色等を生かした創意ある教育課程を編成・実施するなどして、魅力ある学校づくりを推進します。

取り組むべき施策

県内どこにおいても多様な生徒のニーズを実現させる高等学校の設置

- ・現在の学科（普通科・専門学科・総合学科）の学習内容について検証を行い、少子化と新しい時代に対応し、生徒のニーズ、卒業後の進路及び産業界や地域などの社会の要請に応える学科の在り方を検討します。
- ・各高等学校においては、学科の学習内容の周知を図るとともに、中学校においては、各高等学校の特色を把握した上で適切な進路指導を行います。
- ・さらに、学びの選択肢の確保と地域を支える人材の育成の観点を踏まえ、高等学校と学科の適正な配置を検討します。

全県立高等学校における、教育目標や課題の改善方策等を明示したマニフェストに基づく学校経営

- ・各県立高等学校において、学校課題を明確化し、教育方針・重点目標等を含む学校の教育目標や、何を、いつまでに、どのくらいまで取り組むのかということのマニフェスト等として明示し、それに基づいた学校運営を進めます。
- ・取組の結果については、自己評価を行うとともに、その結果を踏まえた学校関係者評価を行います。なお、この一連の過程においては、単なる成果主義に陥らないように留意します。

小・中学校との連続性のある「豊かな心と健やかな体の育成」を目指した活動の実施

- ・高等学校においては、小・中学校における活動との連続性を考慮しながら、自然体験活動や職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といったさまざまな体験活動の充実に努めます。

学校や地域の特色を生かした魅力ある学校づくり

- ・各学校においては、総合的な学習の時間、特別活動、学校行事等の意義の周知徹底を図るとともに、その内容が生徒自身の生き方や在り方につながっているか、また、その方法として体験学習等を位置付けているか等を検証しながら実施します。
- ・学校内外の教育資源の積極的な活用を図り、地域との連携による、開かれた教育活動を推進します。

重点目標

4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

(4) ふるさと教育の充実

現 状

本県では、地域に暮らすさまざまな人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然・歴史・文化・産業などについて学ぶ「ふるさと教育」の取組を推進し、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ教育の充実を図ります。

学校教育では、小・中・高等学校、特別支援学校において、教科や総合的な学習の時間等を中心に、地域の自然や歴史、文化及び産業等に関する学習や、地域の人々と連携した多様な地域学習を進めています。

美術館・博物館などの県立文化施設では、高校生以下の子どもたちに施設を無料開放するとともに、スクールミュージアム^()を開催したり、多様な教育普及活動を展開しています。また、図書館や少年自然の家等の社会教育施設においては、ふるさと学習の支援や、自然体験活動の推進など、ふるさと教育の取組を幅広く推進しています。

課 題

学校・家庭・地域が連携したふるさと教育の充実
子どもの実体験の不足、人間関係の希薄化への対応

取組の基本方針

「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもち、心豊かでたくましい子どもたちをはぐくむため、学校教育においては、「ふるさと教育」の関連教科や総合的な学習の時間等における指導の充実、地域と連携した多様な教育活動の充実を図ります。また、学校、家庭、地域が連携して、ふるさと教育を推進するため、美術館、博物館などの文化施設や、図書館、少年自然の家などの社会教育施設において、ふるさと教育の充実・発展に向けた施設の企画・運営や、さまざまな体験活動・交流活動など、子どもたちが豊かな自然、貴重な文化財、優れた文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図ります。また、こうした取組を通して、郷土や国を愛する心をはぐくんでいきます。

取り組むべき施策

食育・環境教育・ふるさと教育に関する副教材及び教員用手引書の作成

[再掲1-(8)、1-(12)]

- ・岐阜県の自然、歴史、文化芸術、伝統文化（食文化含む）、産業など地域の素材を教材化した副教材「岐阜県の教科書 - 郷土・環境・食 - 」(仮称)を作成します。
- ・「岐阜県版 郷土・環境・食に関する教育の手引」(仮称)を作成し、その手引書を活用した食育推進のための教員研修の充実を図ります。
- ・各学校の実践について情報交換や実践交流の機会を拡充し、優れた実践の顕彰制度を充実します。

「岐阜を学ぶ日」(仮称)の設定 [再掲1-(8)、1-(12)]

- ・ふるさとに親しむ日を設け、「郷土」、「環境」、「食」について学ぶ取組を、学校や地域において積極的に展開します。

「岐阜県ふるさと教育表彰」の実施

- ・各学校における「ふるさと教育」の充実を図るため、ふるさと教育の優れた実践校を表彰し、実践事例の普及・啓発を行います。

「岐阜県ふるさと教育表彰」受賞校の実践事例の普及・啓発

- ・「岐阜県ふるさと教育表彰」受賞校の実践事例を、教育広報や学校間総合ネットを通じて各学校へ紹介し、指導計画の作成や、より効果的な指導の在り方について一層の普及・啓発を図ります。

地域の人材を活用した「ふるさと教育」の推進

- ・各学校において「ふるさと教育」を進める上で、伝統文化の継承や地場産業の発展などに貢献している高齢者など多様な地域の人材を積極的に活用します。

文化施設等における教育普及活動の充実

- ・美術館、博物館などの文化施設や社会教育施設において、学校の利用や親子での参加が広がるよう、多様な教育普及活動の充実を図ります。

【用語解説】

スクールミュージアム...岐阜県美術館では、所蔵品を県内各地で展示する広域美術館構想の一環として、平成17年度から学校を会場とした美術展を開催しており、生徒や保護者、地域の人々に作品を鑑賞していただいています。

重点目標

4

地域に根ざし地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます

(5) へき地教育の振興

現 状

本県には、へき地指定の学校及びこれに準ずる小・中学校が55校（平成20年度）あります。県教育委員会では、へき地教育の振興を重要な教育課題の一つととらえており、昭和33年度から新任校長を配置したり、昭和38年度からは県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事異動による中堅教員のへき地派遣制度を実施したりして、教育の質の向上に努めてきました。

各学校においては、少人数学級や小規模校のよさを生かし、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導を実施するとともに、地域に根ざし、地域の自然や文化、人材を活用した特色ある教育活動が行われています。

しかしながら、幼い頃から同じ集団の中で過ごしていることや、少人数の学習集団であるために、切磋琢磨する機会が少なく、自信をもって活動したり、自分の思いや考えを積極的に表現することができない場合も見受けられます。

課 題

地域の特性を生かした教育課程の工夫改善

少人数学級・小規模校のよさを生かした授業及び教育活動の充実

取組の基本方針

へき地学校における教育の充実のために、岐阜県全域の人事異動を継続的に実施し、中堅教員のへき地派遣制度を維持・継続していきます。

また、ICT^()を活用した交流学习を推進するとともに、近隣の学校と合同学習を実施するなど、学校間の交流を進めていきます。

そして、地域の伝統文化を受け継ぎ、守り育てる活動への児童生徒の参加を促進し、学校、家庭、地域が一体となってふるさと教育を進めるとともに、少人数学級・小規模校のよさを生かし、児童生徒一人一人に目を向けた指導の徹底による確かな学力の向上と教員の指導力の向上を図ります。

取り組むべき施策

積極的な人事交流によるへき地教育の活性化

- ・山間へき地の教育の一層の向上を図るため、新任校長だけでなく、新任教頭の積極的なへき地校への配置や、中堅教員のへき地派遣をさらに積極的に実施することによって、地域の人々とのふれあいを大切に、地域にとけ込んだ教育を推進します。

少人数学級・小規模校のよさを最大限に生かした授業の工夫改善

- ・児童生徒一人一人が学級における存在感や所属感を味わうことのできる学級経営を進めながら、一人一人の学習状況に応じたきめ細かい指導を行い、少人数学級や複式学級における指導方法の工夫改善をさらに進めていきます。

ICTを活用した授業の推進

- ・テレビ会議システムを活用し、他地域の学校との合同授業や、インターネットを使った情報活用のための授業を積極的に行うなど、情報活用能力の向上を図りながら、学力の向上を目指します。

地域の特色を生かしたふるさと教育の推進

- ・地域に受け継がれている伝統芸能等の伝統文化に関する学習を、学校が積極的に教育課程の中に位置付け、地域の人々の協力を得ながら、一層の充実を図ります。また、地域行事への積極的な参画を通して、未来の地域を支えるかけがえのない存在として児童生徒を育成します。
- ・児童生徒が地域の産業にも目を向け、林業体験や農業体験等を通して、地域を支える産業の現状を地域の人々から学ぶキャリア教育を積極的に進めます。

他地域との積極的な交流活動の実施～ふるさと学習交流事業～

- ・他地域の学校とへき地の学校が互いに訪問し合い、それぞれの地域の特色を生かした体験学習や合同授業などを通して、大きな集団の中で学ぶことで豊かな人間関係づくりを行います。

【用語解説】

ICT…Information and Communication Technology の略で、多くの場合、「情報通信技術」と訳されます。これまで用いられてきた「IT」とほぼ同じ意味で用いられます。

重点目標

5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、
学校種間の連携を図ります

(1) 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との連携推進

* 岐阜県教育ビジョンでは、「幼稚園・保育所」を、認定こども園等を含む用語として使用しています。

現 状

教員相互の授業参観、児童生徒の交流活動、教員の研修や交流など、地域や各校種の実態に応じた学校種間の連携が行われています。

幼稚園・保育所と小学校の連携については、発達や学びの連続性の観点から、県内すべての幼稚園・保育所において幼児教育を一層充実することが必要です。

小学校と中学校においては、小・中学校の教員として採用しており、小学校の教員と中学校の教員の人事交流が活発に行われています。

中学校と高等学校においては、連携型中高一貫教育校^(○)が西濃地区と可茂地区に設置されていますが、中学校の教員と高等学校の教員との人事交流は活発に行われていない状況です。

学校段階ごとの「節目」の持つ意義にも留意しながら、児童生徒が環境の変化にうまく対応し、自分の能力を伸ばすための新たなステージで主体的な学習に臨めるよう学校間の連携を深める必要があります。

課 題

幼児教育と小学校教育との連携推進

中学校と高等学校の教員間における育てたい生徒の姿の共通理解

取組の基本方針

学校段階ごとの「節目」において、期待に胸を膨らませながらも不安を抱えて進学している子どもたちの目線に立ち、一人一人が安心して環境の変化に適応することができるようにすることが、一人一人の個性や能力を伸ばしていく上で必要です。

そのため、幼児教育を含め、「節目」の前後での連絡を密にした指導の連携や、見通しをもったきめ細かで手厚い指導を行います。

取り組むべき施策

幼児児童生徒一人一人の発達に応じ、生きる力の基礎をはぐくむ指導の充実

- ・知・徳・体が調和した豊かな人間性の基礎、思いやりや助け合いの心もち、豊かな人間関係を築いていける人間形成の基礎を目指し、幼児児童生徒一人一人の発達に応じたきめ細かな指導の充実を目指します。
- ・岐阜県における幼児教育に関わる窓口として、教育委員会の中に「幼児教育チーム」（仮称）を設置するとともに「岐阜県幼児教育検討委員会」を設置し、本県の幼児教育の現状と課題を話し合い、今後の施策の方向性を明らかにしていきます。

幼児教育と小学校教育の連携推進 [再掲 1 - (2)]

- ・幼稚園・保育所における教育・保育内容の充実と、教育課程研修会等の幼稚園教諭と保育士の合同研修を拡充し、小学校への接続に向けた研修を充実します。
- ・家庭教育、子育て支援の在り方について交流し、その改善を検討していきます。
- ・幼児教育と小学校教育の相互理解を促進するために、先進事例の研究や交流を充実します。
- ・小学校教諭の幼稚園・保育所への訪問や、小学校単位で幼稚園教諭・保育士と小学校教員が交流する連絡会議を開催し、互いの視点から意見交流し、指導の充実に生かしていきます。

小学校教育と中学校教育の連携推進

- ・キャリア教育、情報教育といった社会のニーズに応える教育内容の9年間を見通した連続性のある指導の充実と、そのために必要な教員研修を充実します。

中学校教育と高等学校教育の連携推進

- ・中高一貫教育については、今後、連携型中高一貫教育校を拡充し、中山間部に新たに設置します。併設型中高一貫教育校、中等教育学校については、学校教育を取り巻く社会状況や県民ニーズに留意して設置に関する検討を継続します。
- ・連携型中高一貫教育校では、6年間の計画的、継続的な教育活動を展開し、生徒の個性の伸長を図る特色ある教育活動を行っていきます。
- ・連携型中高一貫教育校の成果を、教員の研修や広報活動を通して県内の中学校と高等学校に広め、中高接続の改善や学習指導、生徒指導等に反映させていきます。
- ・指導・研修・交流人事等を、生徒にとっての円滑な接続という視点から再度見直して充実します。

高等学校入学者選抜制度の改善

- ・受検機会や募集人員、選抜制度のわかりやすさ、少子化や外国人生徒の増加に対応した入試制度の在り方等、さまざまな観点から高等学校入学者選抜制度の改善に向けた検討を進めます。

【用語解説】

連携型中高一貫教育校... 既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するものです。

重点目標

5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、
学校種間の連携を図ります

(2)特別支援学校のセンター的機能を生かした、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等との連携推進

*岐阜県教育ビジョンでは、「幼稚園・保育所」を、認定こども園等を含む用語として使用しています。

現 状

学校入学後、学習や学校生活に適応し、友人関係が築けるよう、小学校では就学の前後に幼稚園や保育所等と連絡会をもつなど、幼稚園・保育所と小学校の連携を大切にしています。しかしながら、生涯を見通した支援の方向性を明らかにする個別の教育支援計画の作成状況は、十分とは言えません。

発達障がいのある子どもたちは、幼稚園・保育所から高等学校まで、どのライフステージにも在籍しており、適切な支援を受けられず、暴力的になったり不登校になったり、また、高等学校等への進学後、学習や生活に不適應を示す場合があります。

課 題

障がいのある子どもの早期発見、早期支援
就学期から高等学校卒業後までを意識した個別の教育支援計画の作成

取組の基本方針

障がいを早期発見し、保護者に障がいについて正しい理解を促すことで、子どもたちに適切な支援や教育を受けられるようにします。また、市町村において、早い時期から生涯を見通した支援が行えるよう、医療・保健、福祉、教育等が一体となり、早期支援できる環境を整備していきます。

就学前の幼稚園・保育所や、義務教育後の高等学校等に在籍する障がいのある子どもたちを支援するため、特別支援学校のセンター的機能^()の充実を図り、幼稚園・保育所、高等学校の特別支援教育体制づくりを推進していきます。

取り組むべき施策

医療・保健、福祉、教育等が連携した早期支援体制の整備

- ・医療・保健、福祉、教育等が連携し、就学前の5歳児について、相談会やケース会、巡回相談等の実施による障がいの早期発見を促します。
- ・保護者が障がいの理解や適切な支援の方法について理解を深められるよう支援します。
- ・障がいの早期発見や早期支援が適切に行えるよう、特別支援学校のコーディネーターを派遣するなどセンター的機能を発揮し、支援します。

教育支援計画作成委員会（仮称）の設置

- ・障がいの認識と同時に、医療・保健、福祉、教育等が連携しケース会等を開き、個別の教育支援計画を作成します。
- ・個別の教育支援計画の作成に取り組むための教育支援計画作成委員会（仮称）を設置していくよう市町村を支援します。

学校種間をつなぐ特別支援教育の体制づくり

- ・学校種間において、プロフィールブック等による情報の共有や、個別の教育支援計画等の指導支援に関する情報の確実な受け渡しができるよう支援します。
- ・部局間や学校種間をつなぐコーディネーターを育成するため、特別支援学校のセンター的機能により研修事業を充実していきます。

【用語解説】

特別支援学校のセンター的機能……

特別支援学校が地域の特別支援教育の支援センターとしての役割を担うことです。このことについては、平成19年4月1日の学校教育法の改正により下記の条文が盛り込まれました。

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

重点目標

5

子どもたち一人一人の成長を一貫して見守り支援できるよう、
学校種間の連携を図ります

(3) 大学等との連携推進

現 状

県内高等学校卒業者の大学・短期大学（以下「大学」といいます。）への進学率は、この10年間で8ポイントほど上昇して平成19年現在で約53%となっており、およそ2人に1人の割合で大学に進学しています。

こうした中、県内でもいくつかの高等学校において、大学との連携・協力に関する協定を締結し、大学の講座を高等学校の単位として認定するなどの取組が行われています。

今後は、いわゆる大学全入時代も見据えた上で、生徒一人一人の生涯を通じた学びの環境づくりという観点から、高等学校教育と大学教育との連続性を考える必要があります。

教員の6年目研修や12年目研修は、県教育委員会と大学との連携のもとに行われています。

「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」^()では、参加大学の学生のほか、社会人や高校生も参加できる共同授業や包括的単位互換等を実施しています。

課 題

高等学校教員と大学教員との相互の教育内容に関する理解促進

高等学校教育の質の向上を図るための連携推進

教員の資質向上を図るための連携推進

生涯学習推進に向けた連携推進

取組の基本方針

高等学校と大学との連携については、双方のニーズや実態に応じた主体的な取組を大切にすることを基本姿勢とします。その上で、今後一人一人の生徒（学生）の系統性のある学びを大切にするという観点に立ち、高等学校における進路指導の一環としてだけでなく、高等学校と大学双方の教育活動の一層の充実改善に資する取組を促進します。

また、大学との連携のもとに行われている教員研修など従来からある取組をより充実したものにするとともに、新たに平成21年度から大学において行われる教員免許状更新講習の円滑な実施と講習内容の充実を図るため、県教育委員会と大学とがより緊密な連携を図ります。さらに生涯学習の推進や地域社会の発展に向けて、大学のもつさまざまな知的資源の活用が図られるよう大学との連携を推進します。

取り組むべき施策

高等学校と大学との連携の推進と双方向化

- ・高等学校と大学との双方の自発的な要請に基づいて行われる、大学の豊かな教育資源を活用した単位認定などの取組を進めます。
- ・一人一人の生徒（学生）の系統性ある学びを大切にするという観点に立ち、高等学校教育から大学教育への接続が円滑に図られるよう、高等学校の教員と大学の教員とがそれぞれの教育及び研究内容等の理解促進を図る仕組みについて検討します。
- ・ネットワーク大学コンソーシアム岐阜では、高校生も参加できる共同授業の開催や、高校生が大学における高度な教育・研究に触れて大学に対する理解を促進できる機会を提供します。

教員の6年目研修・12年目研修における研修内容の改善〔再掲2-(3)〕

- ・県内大学の協力を得て、基本研修の内容を改善するための検討会議を開催します。

教職大学院の充実に向けた大学との連携推進〔再掲2-(3)〕

- ・県教育委員会と岐阜大学との間に「連携連絡協議会」を設け、教職大学院の教育課程について継続的に検討を進めるとともに、県教育委員会が授業への協力を行うなど、両者の恒常的な連携・協力を図ります。

免許状更新講習の円滑な実施と講習内容の充実〔再掲2-(4)〕

- ・県内において実施する免許状更新講習の円滑な実施に向け、県教育委員会と講習を開設する県内大学等は、講習の開設講座の調整や相互の情報交換をはじめとした適切な連携・協力を図ります。

県図書館と岐阜大学図書館との相互協力

- ・県図書館と岐阜大学図書館が館種を越えた協力体制を推進し、それぞれの所蔵する豊富な資料の有効活用と、それぞれの利用者へのサービスを向上させるとともに、地域社会への貢献を図るため、連携した取組を進めます。

大学の知的資源を活用した生涯学習の推進〔再掲7-(9)〕

- ・県内各大学やネットワーク大学コンソーシアム岐阜などと連携し、公開・開放講座の提供を働きかけていきます。

【用語解説】

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜……

岐阜県と県内17の高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）が連携し、地域における知的活動の中心拠点として、高等教育に対する多様なニーズに的確に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的として設置されており、共同授業や包括的単位互換等を実施しています。

重点目標

6

家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります

(1) 地域や企業等との協働による家庭教育支援の充実

現 状

子どもたちに基本的な生活習慣や、規範意識、思いやりの心、善悪の判断などの基本的倫理観などを身に付けさせる上で、家庭の果たす役割は大変重要です。

しかし、近年、核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、子育てについて相談できる人が身近にいなかったり、学齢期において幼い子どもと接する機会が減少したりしていることなどから、育児に対する悩みやストレスを抱えて孤立する親の存在、子育てやしつけに対する不安、親子のふれあいの不足、親の責任や役割に対する意識の欠如など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

共働きで子育てをする親が増え、子育てや家庭教育に十分な時間が割けない家庭があるとともに、家庭における育児の負担が母親に集中する傾向があります。

長時間労働をはじめとする労働環境を背景として、父親の子育てや家庭教育への参加が十分に進んでいない状況があります。

課 題

さまざまな状況にあるすべての子育て中の親への支援
父親の子育てへの参加を促進する環境づくり
家庭教育学級の充実

取組の基本方針

家庭が本来担っている家庭教育の役割を十分に果たせるよう、PTAや地域の企業・団体等と連携して、すべての親を対象に、子どもの発達段階に応じた家庭教育の充実を図っていきます。また、企業・事業所と連携し、社員研修等の場を活用して家庭教育の学習機会の充実を図るとともに、保護者が学校行事などに参加しやすい環境づくりを推進していきます。

また、家庭教育指導者の資質向上を図り、家庭の教育力の向上を支援します。

取り組むべき施策

企業・事業所と連携した家庭教育の支援

- ・岐阜県経済同友会との間で締結した協定に基づき、会員企業が実施する家庭教育に関する社員研修に、県及び県教育委員会がテーマに応じた講師を派遣します。また、他の経済団体等とも順次、協定を締結し、企業・事業所と連携した家庭教育支援の取組を拡充します。

子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の充実

- ・乳幼児健診や学校行事など親の参加が多い機会を活用した家庭教育講座などが県内全域で開催されるよう推進します。また、企業や事業所における従業員向けの家庭教育講座の開催など、ワーク・ライフ・バランスを推進しながら、企業・事業所と連携して家庭教育への理解促進を図ります。

子育て家庭を支援する地域社会の形成〔再掲7-(1)〕

- ・学校、企業、行政、子育て支援団体やNPO等の民間団体との連携を図り、家庭教育支援施策を展開します。また、子育てに不安を抱える親に対する支援ができる人材の養成・確保を図り、家庭教育を地域ぐるみで支援する基盤づくりを推進します。

少年団体と連携した家庭教育の支援

- ・スポーツ少年団をはじめとする少年団体と連携し、父親が集まる機会を活用して家庭教育講座の開催や情報提供などを行います。

父親が参加できる行事等の開催の促進

- ・学校行事や放課後子ども教室など、父親が子どもと一緒に参加できる行事の開催を促進するとともに、料理教室、絵本の読み聞かせといった家庭教育に関連する父親向けの講座の開催促進を図ります。

PTA活動への支援及び指導者の資質の向上

- ・県内各地域においてPTAが開催する研修事業を支援し、PTA活動を通じた家庭教育の支援、指導者の資質向上を図ります。
- ・家庭教育学級を効率的・効果的に進めるための人材養成やネットワークづくりを推進し、情報の交換や共有を図ります。

重点目標

6

家庭が子育てと教育の責任・役割を十分に果たせるよう、社会全体で家庭教育を支援し、その充実を図ります

(2) 教育と児童福祉との連携強化

現 状

児童に関する相談、とりわけ児童虐待に関する岐阜県内の子ども相談センターへの相談件数は年々増加の一途をたどり、重大な児童虐待事件が後を絶ちません。県内5か所にある子ども相談センターにおける平成19年度の対応件数は530件で、前年度に比べ51件の増加となっています。

相談の受付は主に市町村と子ども相談センターで行っていますが、児童虐待の予防、早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護及び自立の支援等を行うため、子ども相談センターなどの児童福祉部局等と学校などの教育機関が連携強化を図る必要があります。

課 題

虐待を受けた児童生徒への支援等、児童福祉部局等と教育機関との連携強化

取組の基本方針

児童福祉部局と学校などの教育機関が、それぞれの専門性を発揮しながら、相談支援等において連携を一層強化することにより、特別な支援を必要とする子どもや、手厚い支援が必要な子ども、不登校の子ども等を含めたすべての子どもたちが、社会の一員として自立し、個人として豊かな人生を送ることができるように努めます。

取り組むべき施策

児童虐待の早期発見及び通告義務の周知徹底

- ・児童虐待の防止等に関する法律の改正（平成16年10月1日施行）により、虐待を受けたと思われる場合も通告の対象とされるなど、児童虐待の早期発見が求められています。このことも踏まえ、学校及び学校の教職員は、「被虐待児童生徒はどの学校にもどのクラスにも存在しうる」という危機感をもち、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めます。虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村、子ども相談センター等に通告します。また、県教育委員会においても研修などを通じて、各学校に対して児童虐待の防止に関する啓発・指導を行います。

学校における組織的な対応

- ・学校においては、保護者との関係が悪化することなどを懸念して、個人の判断で通告をためらったり、子ども相談センター等が行う児童の保護等に消極的にならないよう、組織的に児童虐待に対応します。

児童福祉等の関係機関との連携

- ・学校、市町村、子ども相談センター、児童養護施設等の関係機関において、それぞれの役割と限界を理解した上で、各市町村の要保護児童対策地域協議会を通じて情報の共有と連携を図るなど、一層の連携・協力を努めます。

非行・不登校等の子どもへの適切な対応

- ・非行、不登校等の子どもについては、子ども相談センターへ相談や通告を行うとともに、子ども相談センターとの情報交換を密にし、子どもに対し共通の認識に立った一体的で一貫した援助活動が行えるよう努めます。特に不登校の子どもについては、その子どもの家庭等における状況の把握に努めるとともに、必要に応じて子ども相談センター等の関係機関に協力を求め、十分に連携を図ります。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(1) 地域の教育力の向上

現 状

子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせたり、規範意識や善悪の判断などを教える上で家庭の果たす役割には大変重要なものがありますが、地域もまた、子どもたちを健全に育成していく上で大きな役割を担っています。

しかしながら、都市化の進展や、地域の人間関係・連帯意識の希薄化などを背景として、他人の子どもに無関心になったり、子どもたちの生活体験が減少するなど、子どもの健全な育成を支える地域の教育力の低下が指摘されています。

課 題

地域による学校支援の充実

放課後における子どもたちの居場所づくり

地域ぐるみで子育て家庭を支援する体制づくり

取組の基本方針

子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所づくりを進めるなど、保護者と地域住民の力を結集して、地域全体で子どもを守り育てる環境を整備していきます。

また、特に地域全体で学校教育を支援する取組として、県内各地で学校支援地域本部事業を推進し、地域の連帯感の醸成、地域住民の知識・経験や学習成果の活用を図るなど、地域の教育力の向上を図っていきます。

取り組むべき施策

学校支援地域本部事業の推進 [再掲7 - (9)]

- ・小学校区または中学校区において、地域のコーディネーター、学校支援ボランティアの人材を発掘・育成し、地域全体で学校の教育活動を支援するための体制づくりを推進します。

放課後子どもプランの推進と活動内容の充実 [再掲1 - (5)、7 - (4)]

- ・放課後子どもプラン推進委員会を活用し、放課後子ども教室⁽¹⁾や放課後児童クラブ⁽²⁾の円滑な実施に向けた支援・助言や優良事例の紹介等を行うとともに、コーディネーターや指導者等の資質向上を図る研修を行い、市町村における放課後子どもプラン⁽³⁾の着実な推進・充実を図ります。

地域全体で子どもを育てる取組の充実 [再掲1 - (5)]

- ・放課後子ども教室において、団塊の世代や高齢者など地域住民の参画を得て、さまざまな体験活動、交流、学習の機会を提供し、地域全体で子どもを育てる取組を充実します。

子育て家庭を支援する地域社会の形成 [再掲6 - (1)]

- ・学校、企業、行政、子育て支援団体やNPO等の民間団体との連携を図り、家庭教育支援施策を展開します。また、子育てに不安を抱える親に対する支援ができる人材の養成・確保を図り、家庭教育を地域ぐるみで支援する基盤づくりを推進します。

【用語解説】

1 放課後子ども教室……

放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して、地域の住民の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う活動拠点のことです。

2 放課後児童クラブ……

仕事などで昼間保護者がいない子どもたち（小学校に就学している概ね10歳未満の児童）を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に、充実した生活が送れるよう、遊びの指導や安全管理などを行う事業です。

3 放課後子どもプラン……

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室」（文部科学省所管）と「放課後児童クラブ」（厚生労働省所管）を一体的、あるいは連携して実施する取組の総称です。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(2) 地域と連携を図った防犯対策の充実

現 状

学校における安全教育の充実に向けて、「学校安全管理・教育の手引」を作成し、社会状況の変化、危機管理の現状を踏まえた改訂を加え、学校内への不審者侵入防止対策の充実を図っています。

しかしながら、登下校中の連れ去りなど、子どもが被害者となる事件・事故が多発し、子どもの安全・安心が脅かされる事態が多く発生しています。

課 題

複数の関係機関・団体による学校安全ボランティア組織の整備と連携強化

取組の基本方針

学校が家庭や地域と連携して、PTAや地域住民ボランティア、企業・団体等との協働により地域全体で学校の安全対策に取り組む「地域ぐるみの学校安全体制」を整備するとともに、児童生徒が自ら身を守る能力・態度を育成する「安全教育」の充実に取り組めます。



取り組むべき施策

地域ぐるみの学校安全体制の整備

- ・学校内外における安全管理・安全教育の課題を整理し、学校内や通学路において子どもの安全を確保するための指針を策定します。
- ・「学校安全ボランティア」による学校内外の巡回警備や不審者情報への対応など、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- ・県内の幼稚園・保育所、小学校などからの要請を受け、警察の専門職員が紙芝居や体験型教育等を通して巡回指導を行う、幼児等連れ去り事案未然防止教育班（愛称「たんぼぼ」）の取組を充実します。
- ・通学路周辺の民家や、コンビニエンス・ストア、ガソリンスタンド、理容店などに駆け込んできた子どもを保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらう「子ども110番の家」の仕組みを活用して、子どもの犯罪被害の未然防止を図ります。

安全教育の推進

- ・学校防犯マニュアルや指導計画に基づく防犯に関する実践的な研修や訓練により教職員の危機管理意識や資質の向上を図ります。また、防犯教室や防犯訓練など具体的な活動や安全指導を通して、児童生徒自らが日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、的確な思考・判断に基づく意志決定や安全な行動ができる力を育成するための安全教育を推進します。

交通安全教育の徹底

- ・学校安全計画に基づき、「交通安全教育」等の具体的な活動により、交通安全に関する確かな知識を身に付けさせます。
- ・中学生や高校生についても、マナーをしっかりと守って自転車に乗ったり、道路交通法に定められたルールを守るなどの指導を徹底します。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(3) 規範意識の醸成

現 状

平成19年度の本県の公立小・中・高等学校、特別支援学校における、いじめの認知件数は8,269件に上ります。

平成19年度の本県の公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は1,275件となっており、その背景には規範意識の低下傾向が窺えます。

インターネットや携帯電話等を用いた中傷やいじめが増加するとともに、出会い系サイトをめぐるトラブルなども発生しています。

課 題

規範意識をはぐくむ生徒指導体制の充実

犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育の充実

取組の基本方針

県内すべての学校において児童生徒が安心して学べるよう、学校における生徒指導体制や教育相談体制をさらに充実していきます。

また、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒が安心して過ごせるための体制を確立していきます。特にインターネットや携帯電話等によって児童生徒が犯罪等に巻き込まれないための情報モラルの指導と適切な情報管理を徹底していきます。

取 り 組 む べ き 施 策

学校と地域が連携した生徒指導体制の確立

- ・児童生徒が基本的な生活習慣を身に付け、倫理観や規範意識、自律心を養っていけるよう、各学校は、生徒指導に関するきまりや対応の指導基準を明確化し、保護者や地域住民に積極的に公表して理解や協力を求めるとともに、全教員がこれに基づき一致協力して毅然とした粘り強い指導を行います。

小中高一貫した生徒指導体制の確立

- ・小学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校段階から不登校児童への指導を充実するとともに、小学校と中学校の連携を図ります。

- ・高等学校入学後の学校生活がより充実したものとなるよう、入学する前に中学生が高等学校の授業を体験したり、高校生と交流したりする機会を充実して進路指導に生かすなど、中学校と高等学校の一層の連携を図ります。

いじめ・問題行動の未然防止と早期発見・早期対応

- ・各学校は、いじめ・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、思いやりの心をはぐくむ指導を教育活動全般で一層充実していきます。

「子どもを地域で守り育てる県民運動」の推進〔再掲1-(6)〕

- ・子どもを地域で守り育てる県民運動を引き続き推進し、すべての大人が、機会をとらえて他者への思いやりを語ったり、いじめをやめさせるなど、地域ぐるみの運動を一層充実していきます。

MSリーダーズの活動の充実〔再掲1-(3)〕

- ・県内の高等学校を中心に活動しているMSリーダーズ()の活動を拡充するとともに、中学校と高等学校が連携した活動を展開していきます。

情報モラル教育の推進〔再掲1-(4)、1-(6)、1-(11)〕

- ・児童生徒の家庭でのインターネットや携帯電話等の利用実態を把握した上で、文部科学省の「情報モラル指導モデルカリキュラム表」を基に、発達段階に応じた体系的な指導を推進します。また、学校関係者や保護者、児童生徒を対象とした情報モラル普及啓発活動を実施します。
- ・総合教育センターのホームページや「岐阜県教育情報ネットワーク」に、情報モラルに関する教材や指導資料等の情報を掲載し、学校や家庭での活用を支援します。
- ・総合教育センターが実施する情報教育関連講座や初任者研修・3年目研修などにおいて、教員のICT活用指導力の向上に加え、危険なサイトへの対応方法など危険回避の側面についても研修を実施し、教員の情報モラル指導の充実を図ります。

交通安全教育の徹底

- ・警察や関係機関・団体と連携し、年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、中学生・高校生を対象に自転車利用のマナー向上に向けた指導を徹底します。

【用語解説】

MS(マナーズ・スピリット)リーダーズ.....

高校生が自ら企画し、自発的に取り組む「生徒の 生徒による 生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」です。平成13年秋に飛騨地区の9つの高等学校で取組を始め、平成14年春からは県下全域の高等学校で、警察、教育委員会、学校やボランティア団体などの支援を受けて取り組んでいます。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(4) 青少年の健全育成の推進

現 状

県内の非行少年の検挙・補導人数は、ここ数年減少しているものの、全国的には少年による特異・重大な事件の発生が後を絶ちません。

携帯電話やインターネットの普及、違法・有害な情報の氾濫、深夜営業店舗の増加など、青少年を取り巻く社会環境の中に、非行や問題行動を誘発する要因が増えてきています。家庭や地域の教育力の低下が叫ばれる中、青少年を健全にはぐくむための社会環境づくりの重要性を県民が認識し、地域全体で取組を進めていく必要があります。また、青少年健全育成や非行防止の活動には多くの機関・団体等が関わっており、相互連携をより一層図る必要があります。

課 題

青少年の非行や問題行動を誘発する社会環境への対策
地域ぐるみでの健全な青少年をはぐくむ社会環境づくり
インターネットの安全・安心利用に関する啓発の充実

取組の基本方針

青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、人生に夢や目標をもって心身共に健やかに成長できるよう、青少年の自立を支援し、非行防止のための社会環境づくりを推進することで、岐阜県の将来を担う健全な青少年を育成します。また、地域ぐるみで青少年の健全育成の推進を図ることで、地域の絆や信頼関係を強化し、より強固で安定した社会基盤づくりを目指します。さらに、中学生・高校生が、公共施設に限らず安心して利用できる居場所づくりについて今後検討していきます。

取り組むべき施策

子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力の育成

- ・青少年が自ら判断し行動する力や、社会の構成員としての規範意識や責任意識、犯罪やトラブルから自らを守る力を身に付けるよう、学校における道徳教育や非行防止教室・薬物乱用防止教育、防犯教育等を充実します。

問題を抱えた青少年に対する相談体制の充実

- ・子どもの悩みの変化を察知し、適切な対応ができるよう、学校及び各種相談機関において安心して相談できる環境を整備するとともに、相談員等の資質向上を図ります。

健全な青少年をはぐくむ社会環境づくり

- ・青少年の非行や問題行動を誘発する社会環境の把握に努め、新たな課題に対しては、関係機関との連携等により迅速な対応に努めます。
- ・岐阜県青少年健全育成条例に基づく図書类等取扱業者や深夜入場制限施設等に対する立入調査をさらに充実し、条例の遵守徹底を図ります。
- ・健全な青少年をはぐくむ社会環境づくりについて、関係業界に対する働きかけを充実し、業界の自主的な取組を促進するなど、社会ぐるみでの取組を推進します。
- ・関係機関・団体、青少年健全育成関係者等の相互連携の強化を図り、地域ぐるみでの健全な青少年をはぐくむ社会環境づくりを推進します。

子ども会など少年団体との連携

- ・異年齢の集団による仲間活動により、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、子どもの心身の成長発達を促す地域の子ども会をはじめ、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの活動に対し、これまで以上に連携を図るよう努めます。

児童館・児童センターの活用

- ・学齢期等の子どもの健全育成のため、地域において子どもが安心して健全な遊びをすることができる児童館・児童センターとの連携をこれまで以上に図ります。

放課後子どもプランの推進と活動内容の充実〔再掲7-(1)〕

- ・放課後子どもプラン推進委員会を活用し、放課後子ども教室や放課後児童クラブの円滑な実施に向けた支援・助言や優良事例の紹介等を行うとともに、コーディネーターや指導者等の資質向上を図る研修を行い、市町村における放課後子どもプランの着実な推進・充実を図ります。

インターネットの安全・安心利用に関する啓発の充実

- ・インターネット上の違法・有害情報の現状や、青少年が安全に、また安心してインターネットを利用する方法を紹介するリーフレットの配布などを通じて、啓発活動を実施します。
- ・青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、青少年育成関係者・保護者向け研修会の開催などを通じて、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育を推進します。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(5) 文化活動の推進

現 状

本県には、長い歴史の中で創造され、はぐくまれ、受け継がれてきた優れた文化芸術や文化財・伝統文化が数多く存在しています。

しかしながら、これらに十分触れ親しむ機会の充実や、子ども、地域住民の文化に対する意識の醸成が課題となっています。

誰もが芸術文化に親しむことのできる環境づくりと、社会教育施設や文化施設を有効に活用した、ふるさと教育の推進が求められます。

課 題

県民誰もが芸術文化に親しむことができる環境づくり
文化施設や社会教育施設における、ふるさと学習の機会の充実

取組の基本方針

郷土の自然、歴史、文化に誇りと愛着をもてる子どもたちを育てるため、幅広く地域の文化、伝統芸能、行事などに子どもたちが触れ親しむ機会を設ける「ふるさと教育」を推進し、次代の担い手となる子どもたちに伝統文化の歴史や魅力を伝えていきます。

取り組むべき施策

芸術文化に親しみ創作活動に参加できる環境づくりの推進

- ・子どもの頃から学校や地域において芸術文化に親しみ創作活動に参加できる環境づくりを推進します。また、県民一人一人が何か一つの芸術文化活動に参加することを促進するとともに、一流の芸術に触れ、親しむ機会を提供することを柱に、伝統文化・生活文化の継承・発展、芸術文化を創造する人づくりや、文化施設の管理運営を通して芸術文化振興の環境づくりを進めます。
- ・また、高齢者や障がいのある方が日頃の活動の成果を発表できる機会を拡充したり、在住外国人の方が文化に関する情報を入手しやすいようホームページに多言語での表示を導入するなど、誰もが分け隔てなく文化に親しむことの出来る環境づくりを進めます。

社会教育施設や文化施設を有効に活用したふるさと教育の推進

- ・ふるさとの文化財を守り育て、継承していくため、社会教育施設や文化施設を有効に活用し、学校、家庭、地域において文化財に対する理解を深める活動を充実するとともに、文化保護団体等との連携を密にするなど、県民と一体となった取組を進めます。
- ・岐阜県美術館では、展示室、収蔵庫、県民ギャラリーや文化交流ができるホール等の施設を整備することにより、県民が郷土ゆかりの作家の作品に触れ親しむ場を充実し、ふるさとに誇りと愛着をもてる人づくりを進めます。

発達段階に応じた文化芸術体験の充実

- ・幼児から成人に至るまで、それぞれの発達段階に応じた文化芸術の鑑賞や創作活動、発表の機会を設定し、心豊かな感動体験ができるような取組を推進していきます。また、優れた文化芸術を体験できるよう学校等が推進する文化芸術活動を支援します。

文化部活動の活性化

- ・学校における文化部活動が芸術文化活動の基礎となることを踏まえ、文化部の活性化を図ります。
- ・学校によっては希望参加や生徒減少に伴う休部・廃部によって、活動できなくなりつつある部が増えているため、近隣の学校が合同で文化部を組織し、日常の活動を行う取組を促進します。

文化芸術振興基本条例の理念の実現

- ・文化芸術の振興にあたっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識のもと、県民の主体性及び創造性が十分に尊重されるよう、「参加」、「継承」、「創造」等の視点から県民の文化芸術活動を支援します。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(6) 文化財の保存・活用の推進

現 状

本県では、ふるさとへの愛着と誇りをはぐくむため、郷土の文化財の保存と積極的な活用を図っています。また、文化財の保存事業を進めながら、文化財の周知と愛護思想の普及に努めています。

しかしながら、少子・高齢化等の社会環境の変化に伴い、地域の伝統文化の継承が難しくなっています。

課 題

文化財・伝統芸能の適正な保護・継承
文化財の活用の促進

取組の基本方針

文化財や伝統文化など、郷土の文化を未来へ守り伝えていくため、指定文化財への新たな指定や文化財の保存修理等を推進するとともに、文化財に関する学習の機会や情報提供の充実を図り、県民の文化財に対する理解を促進します。

また、地域の伝統芸能、伝統行事などへの子どもたちの参加を促進し、郷土を愛する心をはぐくむとともに、後継者の育成につなげていきます。

取り組むべき施策

文化財の保存と活用の推進

- ・文化財の状況把握に努め、保存修理の緊急度を的確に把握することで、限られた保存修理の予算のもとでの適正かつ効率的な保存修理事業の推進を図るとともに財団助成等外部資金の活用も積極的に検討します。
- ・文化財の調査、研究の推進や文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、活用に取り組む文化財保護団体、NPO等との連携や活動への支援等について検討します。
- ・国史跡高山陣屋や文化財保護センターにおいて実施している講座、体験学習、出前授業などの教育普及事業の充実を図り、学校教育及び生涯学習への支援を強化します。

伝統芸能の継承・振興

- ・伝統芸能の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成（伝統教室の開催）や公演機会（大会開催）の充実に向けた取組を積極的に支援します。
- ・小・中学校での総合的な学習の時間やクラブ活動の時間などを活用して、次代の担い手となる子どもたちが伝統文化の歴史や魅力について学ぶ機会を積極的に創出します。
- ・地域の伝統的な芸能・行事を子どもたちに伝承する活動を積極的に支援します。また、優れた伝承活動を展開している指導者や保存団体を顕彰し、保護の意識と振興の気運を高めます。



重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(7) スポーツの振興

現 状

生涯スポーツの振興については、子どもから高齢者まで、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現を図るために、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行っており、平成20年3月現在、27市町に50クラブが設立されています。

競技スポーツの振興については、指導者の高齢化や優秀選手の県外流出等がみられる状況の中、力量のある若手指導者の養成、ジュニアから成年までの一貫した育成・強化体制の確立、成年の雇用促進を含むスポーツ環境の整備などを推進し、これらを通じて、平成24年「ぎふ清流国体」開催以降も継続的に高い競技水準が定着するよう努めています。

課 題

総合型地域スポーツクラブの育成・支援の充実
「ぎふ清流国体」を契機とした競技力の向上

取組の基本方針

県民の誰もが、生涯にわたって、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や地域のスポーツ指導者の養成に取り組むとともに、市町村や関係団体等と連携・協力し、県民スポーツ大会をはじめ、国際的・全国的スポーツイベントの誘致・開催に努めます。

また、優秀な指導者の養成・確保により、優秀選手の育成を図っていくとともに、国体後を見据えたスポーツ振興施策を展開します。

取 り 組 む べ き 施 策

総合型地域スポーツクラブの設立・育成・支援

- ・スポーツ指導者に対する研修や助言を行い、資質の向上を図るとともに、スポーツリーダーバンクの整備・活用を図ります。
- ・設立されたクラブを持続して運営できるようにするため、運営・経営について研修や

助言を行うほか、地元の小・中学校や公設スポーツ施設の開放に向けた市町村への呼びかけ、地域に認知されるためのイベントへの支援など、運営基盤強化に向けた支援を実施していきます。

県民スポーツ大会の充実

- ・県民総参加型のスポーツイベントである「県民スポーツ大会」を充実します。

市町村が開催するスポーツイベントのネットワーク化

- ・一般参加が可能なスポーツイベント開催の情報を集約し、年間を通じて参加できるイベントがわかるよう、情報提供していく仕組みを構築します。

優秀な指導者の養成・確保

- ・岐阜県スポーツ科学トレーニングセンターが実施する各種研修会を通して、指導者のレベルアップを図ります。
- ・優秀指導者を全国から招聘し、選手強化を図ります。

優秀選手の育成・支援

- ・ジュニアから成年まで一貫した指導体制を整備します。特に中学校から高等学校への接続を強化することにより、優秀な中学生の県外流出を抑制します。
- ・岐阜県スポーツ科学トレーニングセンターを活用した科学的なトレーニングによる選手強化を推進します。

ナショナルトレーニングセンターの活用

- ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に指定された岐阜県グリーンスタジアム、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアを積極的に活用し、各種選手強化対策事業の実施や、科学的トレーニング指導・分析によるサポート事業を実施します。

「ぎふ清流国体」後を見据えたスポーツ振興〔再掲1-(7)〕

- ・開催市町村で実施された競技が、地域のシンボリックなスポーツとして根付くよう、開催地拠点校として地元中学校の当該運動部を強化指定するなど、スポーツ振興策を展開します。
- ・「ぎふ清流国体」を契機とした青少年のスポーツボランティアを養成し、組織を確立します。
- ・「県民スポーツ大会」など、スポーツイベントを通じた「ぎふ清流国体」の開催気運の高揚とスポーツに親しむ環境を整備します。

国際的・全国的スポーツイベントの誘致・開催

- ・全日本実業団対抗女子駅伝競走大会への支援を充実します。
- ・ぎふスポーツフェアを継続して開催します。
- ・国際的・全国的なスポーツ大会の誘致を図っていきます。

重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(8)「ぎふ清流国体」に向けた取組の充実

現 状

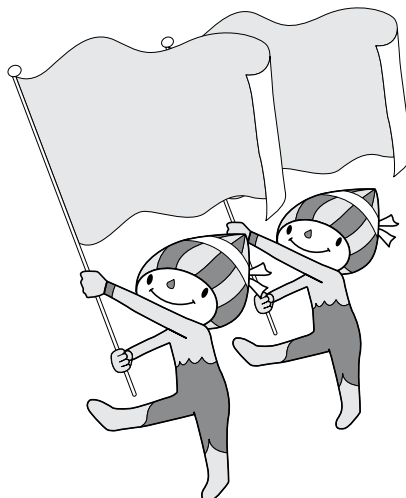
平成24年に開催される「ぎふ清流国体」において、天皇杯・皇后杯の獲得を目指し、優秀な指導者の養成・確保、ジュニアから成年までの一貫した選手の育成・強化体制の確立、成年の雇用促進を含むスポーツ環境の整備などを推進し、こうした取組を通して、「ぎふ清流国体」開催後においても高い競技水準が定着するよう努めています。

課 題

- 「ぎふ清流国体」における天皇杯・皇后杯の獲得
- 「ぎふ清流国体」開催後における高い競技水準の定着

取組の基本方針

平成24年に開催される「ぎふ清流国体」において、天皇杯・皇后杯の獲得に向けた選手強化体制の確立に取り組み、優秀な指導者の養成・確保により、優秀選手の育成を図っていくとともに、「ぎふ清流国体」開催後を見据えたスポーツ振興施策を展開します。



ぎふ清流国体マスコットキャラクター「ミナモ」

取り組むべき施策

組織の整備・強化

- ・岐阜県競技力向上対策本部で定めた強化方針に基づき、「ぎふ清流国体」において天皇杯・皇后杯の獲得を目指して、計画的に競技力向上を図っていきます。
- ・競技団体と定期的にヒアリングを実施し、選手の強化状況等について情報収集に努めます。

指導者の養成・確保

- ・ライセンス取得等を推進し、指導者のレベルアップを図ります。
- ・県外から優秀な指導者をトップコーチとして招聘します。
- ・優秀な指導者を教員等として採用し、適正に配置します。

選手の育成・強化

- ・少年選手の強化については、「ぎふ清流国体」開催時の主力選手に対して計画的に重点強化を図るとともに、中・高等学校、地域クラブの強化指定を拡充します。
- ・成年選手の強化については、企業チームの強化や県内企業における優秀選手の雇用促進とともに、大学運動部の強化及び大学生・社会人合同によるクラブチームの育成・強化を図ります。

条件の整備

- ・器具や用具の性能が成績に直結する競技については、計画的に特殊器具等を整備していきます。
- ・公共施設、大学施設、高等学校の統合による空き体育館等の施設を活用して、練習場の確保を推進します。
- ・スポーツ科学トレーニングセンターの利用及びスポーツトレーナー・ドクターの活用を支援します。

施設の整備

- ・競技開催会場となる県有施設について計画的な整備を進めるとともに、市町村の施設整備を支援します。



重点目標

7

多様な学びの場を広げ、社会全体で子どもたちをはぐくむ
教育コミュニティづくりを進めます

(9) 生涯学習の推進

現 状

生涯学習は、個人的生活の充実を求めて、自己の知識、技術、経験を高める「個人的生活の充実のための生涯学習」と、社会的生活の充実を求めて、自己の知識、技術、経験を地域社会に役立てる「社会的生活の充実のための生涯学習（＝地域づくり型生涯学習）」の2つの役割を持っています。生涯学習講座の受講者の増加、社会の成熟化と高齢化を背景に、生きがいづくりや社会参加による自己実現に対するニーズが高まる中、今後は、後者の役割が大きくなっていくものと考えられます。

平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」は、個人の学習成果を社会全体の教育力の向上に活用する「知の循環型社会の構築」を目指し、地域住民等の力を結集した地域づくり等に言及するなど、県の「地域づくり型生涯学習」の方向性に合致しています。

課 題

市町村への人材支援
地域づくり活動を創出する人材の確保・養成
住民の学習ニーズの把握と学びの場の提供
関係機関の連携、協働の推進

取組の基本方針

多様化・高度化する生涯学習ニーズに対応し、その効果的な推進を図るため、各関係機関の特性に応じて役割を明確にした生涯学習の推進体制づくりに取り組みます。その上で、生涯学習を推進する人材を養成し、多様な「学びの場」の提供に努めていきます。また、学んだ成果を地域社会に役立てる「地域づくり型生涯学習」を推進することにより、生きがいづくりや社会参加による自己実現の場を提供するとともに、豊かで活力ある地域の実現を目指します。その際、団塊の世代をはじめ人々の地域活動へのニーズに対応していくとともに、学校、家庭、地域が連携して地域や社会全体の教育力の向上を図っていきます。

取り組むべき施策

生涯学習の推進体制づくり

- ・ 県、市町村、NPO・ボランティア団体等、各種教育機関や民間教育事業者が、それぞれ果たすべき役割を認識し、連携・協力して取り組む体制づくりが必要であり、関係機関が相互に情報交換等を行いながら一体となって生涯学習を推進していきます。

県民が、生涯を通して、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶことのできる環境づくり

- ・ 多様化・高度化する生涯学習ニーズに対応できるよう、市町村等と連携し、「学びの場」の充実や整備に努めていきます。
- ・ 学習情報を提供するとともに、講座や事業の企画・立案をする「岐阜県生涯学習コーディネーター」など、これまで養成した人材の活動を支援します。
- ・ 県民の学習環境を一層支援できるよう、生涯学習情報提供システム（SMILE）の活用促進を図っていきます。
- ・ 生涯学習を推進する地域の拠点施設として、コミュニティセンターや公民館のほか、図書館、博物館などの社会教育施設の充実を図ります。
- ・ 県美術館の県民ギャラリーを拡張するなど、県文化施設においても生涯学習の成果の発表の場の確保と充実に取り組み、交流の機会を拡大していきます。
- ・ 県内各大学やネットワーク大学コンソーシアム岐阜などと連携し、公開・開放講座の提供を働きかけていきます。また、民間教育事業者には、多様な学習機会の一層の創出・提供を担ってもらうよう働きかけます。

地域活動への参加促進

- ・ 誰もが地域社会を構成する一員としての自覚をもって地域に目を向けられるよう、地域活動への参加を促し、地域社会の活性化を図ります。
- ・ 特に、豊富な知識、技術、経験を有するいわゆる団塊の世代は、地域活動への参加意欲が高いと考えられ、その方たちが地域づくり活動に抵抗なく参加できるような支援を行います。
- ・ そのためにも、人々がNPO活動やボランティア活動を通して、学んだ成果を生かして地域活動を行うことができる場の提供を図ります。

学校、家庭、地域の連携強化と地域の教育力向上

- ・ 学校と家庭、地域が、子どもたちの「生きる力」をはぐくむという目標を共有し、学校を地域の拠点として、地域ぐるみで子どもたちの教育を行う環境づくりを推進し、地域全体の教育力の向上を図ります。

学校支援地域本部事業の推進〔再掲7-(1)〕

- ・ 小学校区または中学校区において、地域のコ・ディネーター、学校支援ボランティアの人材を発掘・育成し、地域全体で学校の教育活動を支援するための体制づくりを推進します。